

平成23年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成23年10月26日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時31分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 1号 平成22年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成22年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成22年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成22年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第13号 平成22年度士別市病院事業会計決算認定について

散会宣告

出席委員（20名）

委員 遠山 昭二 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 小池 浩美 君

委員 井上 久嗣 君

委員 田宮 正秋 君

委員 菅原 清一郎 君

副委員長 十河 剛志 君

委員 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 国忠 崇史 君

委員 山田 道行 君

委員 岡崎 治夫 君

委員長 神田 壽昭 君

委員 斉藤 昇 君

委員 岡田久俊君

委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局
総務課主幹 東川 晃 宏 君

議会事務局
総務課主任主事 榎木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(神田壽昭君) 決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(神田壽昭君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

菅原清一郎委員、斉藤 昇委員を指名いたします。

なお、山田道行委員から遅参の届け出があります。

委員長(神田壽昭君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。初めに付託されました平成22年度決算認定13案件について一括して総括質問を行い、その後、平成22年度決算について各会計ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思えます。

なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方についてはそのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。菅原清一郎委員。

委員(菅原清一郎君) おはようございます。

さきに通告した決算審査総括質問について、これから質問させていただくわけですが、今回の決算審査特別委員会は、3日間という日程の中で、これから10名の通告者がいるわけがありますので、私の答弁に関しては、特に簡潔に答弁をしていただけるように冒頭お願いしておきたいと思えます。

それでは最初に、通告の1番目として、朝日町合併特例区事業終了後の地域課題と今後の進むべき道、まちづくりの方向とその対策についてでございます。

この事業は、昨年の平成21年度決算でも質問しており、特例区事業については、広報・ホー

ムページは再編、植樹祭等は統合という形で決定しており、ほかの事業については、存続そして統合が2件、再編が3件、再編廃止は1件という形になってございまして、それぞれがその事業の継続性を持って今日朝日地区のそれぞれの事業に生かされているところでございます。

さて、合併協議会時の約束では、各担当の職員の係が置かれるので、窓口にては財政以外の担当者を置く以外はこのまま継続するんだと。そして、朝日総合支所に住民がそれぞれの届け出等々はできる形になっているということで約束がされているわけでありまして。合併する平成17年4月1日には、朝日総合支所には一般職として42名、保育所に6名、教育委員会12名、議会、農業委員会がそれぞれ1名、そして消防の朝日支所に10名ということで、72名の総員の職員がいたわけでありまして、今年の4月1日に至りましては、一般職が42名から22名、保育所が6名から5名、教育委員会が12名から8名、消防が8名というふうになっておりまして、全体数では72名から43名と約40%の職員が減数となっているわけでありまして。

私どもが総合支所に出向き、いろいろなポジションのセクションの方々と協議している段階で、非常に、一人一人で何役もやっているような状況下にあるのが現実であります。今後も、この人数が今後どういう形でこれから推移していくのか。そしてまた、市全体の中での朝日総合支所の位置づけはどういうこれからの形になっていくのかをまずお聞かせいただきたいと思っております。職員体制ですね。

委員長（神田壽昭君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えいたします。

ただいま職員数の減少といったこと、それから将来的な朝日総合支所の位置づけといったような御質問をいただきました。職員数の減少につきましては、朝日総合支所に限らず減少している実態にあります。

まず、合併時の平成17年9月1日を基準とした全体の市の職員の数であります。427名で新士別市がスタートしたところでございます。現在、23年度を迎えまして356名と、全体で71名の減となったところであります。この全体的に減少している主な要因といたしましては、団塊世代の大量退職を迎えまして、この約6年間で101名の方が退職をされております。加えて、体調不良等による自己都合退職の方が40名、6年間で141名の方が退職をされたところであります。

一方、新規採用は19年度から精力的に新規採用を図ってまいりました。今年度、23年度含めまして70名の新規採用をしているところであります。しかしながら、本来であれば76名となるところでありましたが、採用決定後の辞退、残念ながら6名がいたということも事実であります。これは予想外のことであります。

それで、朝日総合支所の部分に触れさせていただきます。17年9月1日の時点では、消防職員を除いては53名といった総合支所、それから学校教育等々の部分、トレーニングセンター含めてのスタートでございました。今現在、35名といった体制となっております。この朝日総合支所職員が減員となった主な要因につきましては、合併時において議会事務局が廃止となりま

したことから1名の減、ここに始まりまして、その後の業務の中で町史の編さん業務が終了をしたこと。そして、住民生活課と保健福祉課を統合して、住民の皆様に対応する窓口を一本化をしたといった経過がございます。なお、それに加えまして、林務業務の統合といったこともございまして、現在の体制となっております。

また、あさひ保育園につきましては、職員1名の方が退職をした経過がありますが、その後は臨時職員で対応しているといった実態にあります。

そして、将来的な位置づけも含めまして、この本庁業務への統合時における基本的な考え方ではありますが、総合支所の位置づけというのは、これは朝日地区の住民の皆さんがわざわざ本庁、土別まで足を運んでもらわなくても総合支所の中でほとんどの業務に対応できるといった完結型業務を担うと、そういう位置づけでこの統合を考えました。

例えば、市税ですとか、国保、介護保険等々の、こうしたことの課税、収納、決算事務を初めとする電算業務にかかわる主なハード部門、これに加えて、各種調査事務等々については、本庁が担当しております。また、住民の皆様からの問い合わせ、相談業務等々の細かなソフト部門については、総合支所、主には住民福祉課が総合窓口といった業務を担っているといった状況にあります。

さらには、地域の特性を生かした政策関連事業、観光、農業振興、エネルギー対策、教育等を担当する組織として、地域振興、経済建設、地域教育の各課の配置によって地域に密着した事業の推進に努めているといった実態でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 人員は大幅に削減になっているわけでありまして、私的には事業量の過大、事務量の過大になってはいないかなとか、あるいはまた、職員の勤務に関する残業時間等はどうかというふうな心配もあるんですが、その点についてはいかがですか。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えいたします。

この職員の多種多様な業務というかわりにはございますが、今年発足をいたしました自治体運営改革会議等におきまして、各職場、全職員に対するアンケート、実態調査をしてきた経過がございます。それで、朝日総合支所につきましては、今現在、この組織体制をとっておりますスタッフ制というこの業務について、非常に有効的にスタッフ制が機能しているといった回答があったところであります。残業時間につきましても、季節的に一部残業が集中するといったことはございますが、全庁的に見て、朝日総合支所地区が特別に残業が多いといった状況にはございません。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 残業はないということですから、スタッフ制が機能しているんだ

と。ただし、調べた結果、朝日支所の職員から、そういう回答があったということは、総務課長の発言としてはちょっとふさわしくないなと思いますので、今後十分に本所、支所とともども連携とりながら職員が過大な事務量にならないようお願いしたいものだと思いますし、それぞれ完結型業務ということであるので、この機能を今後も必ず守っていただけるようお願いしたいと思います。

次に、職員の人事交流に関してであります。先ほど新規の職員が70数名、70名ですか、この何年間で採用になっているわけでありましたが、朝日に新人の勤務者というのは現在までいないわけでありまして、それからまた、朝日のほうから、朝日にいた職員が土別の本庁勤務になったのが、現在、私の調べたところでは19名、その逆、土別から朝日に勤務された方は4名ということでありますが、この辺の数字、別にフィフティー・フィフティーにしろということではないんですけれども、この人事交流がもう少し、もっとあっていいんじゃないかというふうに思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） ただいま人事交流の部分についての御質問がございました。合併から6年が経過したところでありますが、市の職員として、みずからの町、地域をよく知るということは最も重要なことととらえております。特に本市は、昭和、平成の合併を経て現在の姿があり、各地域には今日に至るまでのさまざまな思いや歴史、背景があります。

まちづくりを進める上におきましても、こうした地域の特性を最大限に生かした地域づくりということは最も重要なことでもありますから、今後におきましても、定期的な異動、また、各種研修を通じて、さらには、やはり職員として地域における、これは朝日地区に限らず、地域のいろいろなイベントに参加をする。例えば、朝日地区でありましたら、天塩岳の山開きに自主的に参加をして、地域のことを、地域の自然をよく知るといったことが非常に大事なことだというふうに考えております。今後も朝日、土別の垣根を越えた地域に精通する職員の育成を図っていく考えであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひそういう考えがあるならば大いに人事交流をしていただき、それぞれのイベント関係も、朝日のイベントに関しては、ほとんどその地域の職員が参加していると。また、その逆もそうではないのかなと思いますので、ぜひこの点については、特にイベントは1つの融合体をつくるという意味からいくと大変大事ではないかと思うので、大いに利用していただければと思います。

次に、新規採用者の研修の場として、いろいろな業務を経験する上からにおいて、朝日総合支所に配置までいかななくても、研修期間をどんどん総合支所を使っていただいて、いろいろなセクションを体験させるということは、私は以前から大事でないかと思うんですけれども、過去にそういうことがやられた実績があるのかどうか。そしてまた、どれくらいのそういう研修時

間がもしあったとすれば、そういうことに使われているのかお聞かせいただければと思います。
委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 新人研修の部分であります。過去におきまして、実務として新人研修で朝日地区を訪れたことはございません。現場体験といたしまして、介護施設の高齢者の方の介護、または最終処分場における分別作業等々のものを中心としてございます。前期、後期と新人については2回に分けて、延べ10日間の研修を行っているところです。前期につきましては、公務員としての基礎的な知識を高めるような研修、後期については、各職場にお邪魔をしての実技研修というのが主だったことでございます。朝日地区につきましては、前期研修の午後からの半日の中で、地域の特色であふれんはがりの観光資源というものをよく勉強させてもらっていると、このような研修に努めているところであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大した時間ではないんですね、やられているのは。聞くところによりますと、大した時間ではないと。ですから、そういう、今、課長からお話しされたようなことも確かに表向きは必要だけれども、総合支所に実際にある程度期間を決めて、一月とか、そういう期間を決めて長期体験させるのも、私は今後の教育の場所からすると最適な機関だと思っていますので、どうかいろいろ考えていただければと思うところであります。

次は、特例区事業終了後に継続されている各種事業について若干この機会に触れておきたいと思えます。

いろいろなスポーツイベント、お祭り、それぞれの事業が計画的に朝日地区でもやられているわけでありましたが、やっぱり一番大きなお祭りが岩尾内湖水まつりというお祭りでありまして、それは土別に住んでいる方もおわかりではないのかなと思うわけでありまして、実際には本市のほうから余り訪れられていない。過去には大きな、ビッグイベントが重なって、日程が重なったという理由もあるわけですが、今年に限っては、そういうことなかったわけでありまして。

そういう中で、今年には旧朝日町時代から行われてきたお祭りでありましたが、観光協会が主催となって実行委員会形式をつくって、実はこのお祭りをやってきたわけでありまして、今年に限っては、土別観光協会に朝日観光協会が合併したということの中で、非常にタイムスケジュールが厳しい中で、このお祭りが、実は7月29日でしたか、実行されたわけでありまして。今後もお祭り、予算は約200数万、数十万ですか、合併特例区事業の中から終了後は減ったわけでありまして、このお祭りは継続して本市のお祭りとして位置づけられているようでありまして、今後のこの実行委員会方式ですね、今後ともこういう形でやっていけるのかどうか確認だけさせていただきます。

委員長（神田壽昭君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

朝日町観光協会と土別観光協会におかれましては、両協会の役員による情報交換を開催しな

がら、両観光協会の円滑な一本化に向け、予算を初め各種事業について協議を進めてまいりました。

その結果といたしまして、平成23年5月25日をもって一本化したところでございますが、岩尾内湖水まつりを実施するに当たり、一本化後では準備が間に合わないことから、朝日地区内の団体による実行委員会を立ち上げ協議し、実施段階において実行委員会に新土別観光協会も加わった中で事業を実施したところであります。次年度からにおきましては、土別観光協会を中心とした実行委員会を組織し、各種団体の協力のもと実施されるとお聞きしております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 朝日地区の、最初に、冒頭触れましたように、このお祭りについては、非常に市外に発信したお祭りだということもあって、PRも相当お金をかけてやっているわけです。今度、その実行委員会方式でやるんだと、土別観光協会の中の実行委員会だということの位置づけを来年からやるということではありますが、今回は本当に時間がなくて非常に開会式から変なお祭りになっているというふうに私は思っていますし、非常に観光客といますか、このイベントに対する入り込みも非常に少なかった、その辺にいろいろな問題が山積しているようにも思いますので、ぜひ行政のかかわりももう少し大きくしながら、実行委員会の立ち上げを早目にして、このお祭りが有意義に、そしてまた訪れる皆さんに楽しんでいただけるという1つの大きな目標があるわけですから、その目標に向かって行政も積極的にかかわってほしいと思いますが、その点だけ確認させてください。

委員長（神田壽昭君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君） ただいまの御質問にありました実行委員会方式云々どうのこうのということですが、確かに、今年は岩尾内湖水まつり入り込み数は減少しておりました。今、菅原委員さんのほうからお話がありましたように、早目に実行委員会を組織いたしまして、各種団体の協力のもと実施できるよう鋭意頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひともそういうかかわりをお願いしたいものだと思います。

次に、農産加工施設、朝日にあります。非常に歴史的な加工施設であります。本市のほうにももの～むという施設が建設され、今本市、それから朝日地区ということで、この農産加工施設なるものは2カ所運営されているんですが、運営体制はまるっきり違うわけでありまして、朝日方式は従来のやり方で来ているわけでありましてね。今回は、特例区事業の云々でありますので、朝日地区の問題だけちょっと確認だけさせていただきますが、今後の運営目標といますか、いろいろな問題点もあるやに聞いていますし、その職員体制を今後もこのままやっていたりするのかどうか。そして、その職員の待遇ですか、そういうものについて、今後はどういう形にされていくのか。

それから、建物自体は相当古くなってきているんですが、その大規模な改修は今のところ予定はないと、しなくてもいいような状況にあるとは思いますが、資機材の設備計画と申しますが、そういうものを今どんなものが考えられるか。そしてまた、将来的にどの程度までこの施設を運営していくためには、そういう設備投資を考えられているのか。この時点の考え方で結構ですのでお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

士別市農産加工実習施設は、余剰農産物の有効利用と付加価値を高め、食生活の改善を図るため昭和62年に建設したところであります。この目的に沿って現在も住民に親しまれる施設として活用されているところであります。現在は、施設におきましては嘱託職員及び非常勤職員を配置しておりますが、現在、自治体運営改革会議において公共施設の見直しを進めるところであり、今後の管理方法については指定管理制度も含め検討をしているところであります。

また、建物の補修についてでございますが、これにつきましては、年数も経過しているところから、これまで補修については実施しておりますが、全面的な改修については、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

また、中に入っている資機材の関係でございますが、年数も経過していることも踏まえ、順次計画をもって更新を図ってまいりたいと考えております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大規模の改修がいずれ訪れるでしょうけれども、本市の中でこういう位置づけをされた農産加工施設でありますから、きちっとした形で運営してほしいなと思うところであります。

特に、職員の待遇については、今お話しされていないようですけれども、今のような体制でこれからもやっていけられますか。それと、職員の入ったときは、パートとか、時間給とか、あるいはまた日給月給みたいな格好で待遇されていると思うんですけれども、この人の立場というのはどういう立場になるんですか、市の嘱託職員ですか、それともただのパートの職員なのか。そしてその雇用、労働条件等はいかようになっているのかお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 現在、2名の方が施設のほうで雇用されておりますが、この職員につきましては、市の嘱託職員及び非常勤職員として雇用をしております。身分についてでございますが、嘱託職員におきましては日給月給制、また、各種手当、保険についても加入をしております。非常勤職員にいたしましては、週1回の勤務で、毎週月曜日の日に勤務をしていただくことになっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 2名になったというのは、今、私初めて確認したんですけれども、これ

はいつからそういうふうになっているのか。それでまた、その嘱託職員になっている方は以前からこの施設の管理運営している方なのか確認させてください。

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 非常勤におきまして、嘱託職員の代替として配置してございます。

委員長（神田壽昭君） 深川経済建設課長。

経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

加工センターにつきましては、加工施設につきましては、常時1名の方、1名の方が管理しております。1名の方がお休み、休む場合にかわりの方が、嘱託職員が勤務するという運びになっております。

（「非常勤職員」の声あり）

経済建設課長（深川雅宏君） 失礼しました。非常勤職員が管理するという運びになっております。

（「前からいる方、以前からいる職員なのかということなんです。そういう質問しているんだけど」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 現在、置いております非常勤職員におきましては、何年か前、確か、その前に別の方がやっております、そのかわりとして現在。

（「嘱託職員が以前からいる人がですかということ私を質問しているんです」の声あり）

経済建設課主幹（壺井 務君） すみません。嘱託職員におきましては、前から、これまで加工施設ができてから現在3名の方がやっております、現在は、何年かというのはちょっと、今のところちょっとございませぬが。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 時間が余りないので、ちょっと的確にお願いしたいのは、私は、その2名いるんだけど、嘱託職員と非常勤でやっているんだと、嘱託職員はいつからいらっしゃる方がやっているのかと。今また3名だとかというお話しされている、どっちがどうなんですか。前の人だったら前の方がやると、前からやっている人って言えばいいんだよ。そこにまた3名だとか。

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 施設を開設してから現在は3人目の方が嘱託職員として雇用されております。すみません。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ですから、今いらっしゃる方は以前からあそこの運営管理をしている人なのかということ。名前言えば、下間山さんがやっていたらいらっしゃるのかということですよ。

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 現在、勤務している嘱託職員におきましては、平成10年ごろから勤務しております。

（発言する者あり）

委員長（神田壽昭君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 現在の勤務されている方は、下間山公一さんという方でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その人はもう過去ずっと、ここ10数年やっているわけですから、そのことを私確認していたんですよ。ですから、そういつて言ってくればいいんです。3名とか、私は逆に知らないです、その3名なんかは。質問されたことに簡潔にお願いします。あと9名待っているんです、私の後ろに、早くしなければいけません。

それから、次には、除雪補助事業についての問題点と朝日地域ならではの問題点と課題ということで質問させていただきます。

この事業も合併特例区事業でそれぞれの朝日にある公営住宅4団地がそれぞれの除排雪組合をつくって運営されてきたわけでありまして、それに対する補助制度が特例区廃止後なくなったということでありまして、今年度、この冬から初めてこれが民間だけの組合で委託方式で除雪をされようとしているわけでありまして、それに対する市の補助金というか、補助金という名目がどうか分かりませんが、空き家対策除雪経費という形で実は予算を組んでございます。たまたま4団地があるわけですし、戸数はともかくとして、1戸当たりの負担金が現行非常にばらつきがあるわけでありまして、それぞれの団地の中で違うわけですが、これをどういうふうにならしていったらいいか、その団地はその価格でやるのか、あるいはまた、例えば、三望台団地、1戸当たりの負担金は1万385円に対して、全戸の市の補助金が8,696円ということで今までやられてきたと。これを、そういう形になると。それから、少ないところはもみじ団地で、1戸当たりの負担金が6,305円、市の補助金が1戸当たり5,280円と。大きい、高いところは1万631円まであって、下が5,250円ということで半分ぐらいだと。これをどういうふうにして今後、その空き家対策の除雪経費として、それぞれ組合に払うのか、委託業者に払うのかはされると思うんですけども、これは、単価はどうするんですか、このばらばらになっている単価は、積算根拠をお願いします。

委員長（神田壽昭君） 川村朝日総合支所次長。

朝日総合支所次長（川村慶輔君） ただいまの単価についての御質問でありますけれども、従来から補助事業でやっていたときも、それぞれの各団地が契約される除雪機械の種類によって単価が変わってきているところであります。今回の対応につきましても、それぞれ団地が契約される業者が使用する機械によって単価は変わるわけなんですけれども、それを町内全域で単価の一本化というような考えは持っていないところであります。ですから、くどいようですけれ

ども、それぞれ組合が契約される除雪機械の使用料というか、それに応じた単価設定になるというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 小さな地域で単価が非常に、現在までやられたのが、下が5,500円で、一番高いところが1万台だということで、倍額ぐらいあったものを今度そういう空き家対策ということでなってくるとなると、今までの経費が非常に個人負担の差額が多いところと少ないところが出てくるわけです。倍になるところとほとんど横ばいというところが出てきますね。

ですから、そういう、ある程度一定の、やっぱりその機種はともかくとして、ある程度、その除雪経費、それぞれ町内の公営住宅に住む方の負担金を行政も中へ入って、ちょっと調整していただければいいのかなと思うわけでありまして。というのは、やっぱり空き家対策で経費を払うときに、三望台団地はたくさん、今28戸あいてあるわけですね、60戸のうち。そうすると、その40%以上が市が負担しなければいけないということになってくる。地域がその残りということになってくると、一方では、30戸のもみじ団地が2戸しか空き家がないということになると、そこで個人負担がすごく大きくなったりしたら困るのではないかということもあるので、十二分に、今年初めてやる、これから始まる事業なので、その辺の整合をちょっととっていただいて、不平不満のないようにしていただけたらなと思うわけでありまして。

それが1点と、もう一つ、その空き家がどんどん増えていく状況下であって、この経費が市の補助金なるものがこれから増えていきはしないのかと。そういうことから、以前からお話ししているように、特に三望台団地の対策は少し急いでやる必要があるんでないのかなと。非常に真っ暗やみの団地になってきております。この質問からはちょっとそれでしたけれども、この空き家対策の除雪経費については、ある程度標準化する必要があるんでないかと思うので、この機会に、今年から始まる事業なので、よく市のほうも各団地と十分に協議していただいて、ならしてほしいなと思うわけですが、その考え方はあるかどうか確認させてください。

委員長（神田壽昭君） 川村次長。

朝日総合支所次長（川村慶輔君） この件につきましては、制度が補助から直営というような形に23年度変わりましたので、今年度の除雪状況等の成り行きを検証しながら、その点についても地区住民と課題等を拾い出しながら検証してまいりたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 検証という言葉がいいのかどうか、とにかくかわりを持って十分に皆さん標準化に努めてほしいと思います。

次には、合併後の朝日地域の大幅なこの人口減少が歯どめきかないような状況に現在なっていておまして、また、最近であります、1つの食堂が休業を表明したと。そして、市外に転出するんだと、町外に転出するんだということになりました。非常にその合併時から見ると、この5年数カ月の間にはかなりの人口減、あるいはまた、事業主、商店の撤退、廃業があるわけ

であります。

本市の大きな問題でもある、この人口減、これをとめる非常に厳しい大きい課題だと存じているわけでありまして、私的には、最近であります、いろいろな地域交流館和が舎にいろいろな人が最近来てくださいます。いろいろな昔の朝日町出身の人たちがクラス会、同窓会等々で利用されている。そういうときに、町外に出た方、あるいは町内に今も住んでいる方々のいろいろな意見を拝聴する機会があります。

私どもの朝日町地域から元町長、それから合併にかかわった町長も、この春から兩名、お二人とも市外に転出されている。これは個人の自由でありますから、私どもは何物もないわけではありますが、やはり朝日町をこよなく愛して、今もあの地域で経済活動、あるいは住んでいる、住まなければいけない人たちの感情を思うときに、非常にやりきれない気持ちが私自身もあるわけであります。

そこで、先ほどのこの人口をストップさせる、あるいは増やすというのは非常に市長を筆頭にいろいろなことを政策的にも取り組んでいる中で、なかなかその歯どめがきかない状況にあるわけではありますが、本市の中の経済対策でも、それぞれの経済活動をやっている事業に政策的な配慮、いろいろな事業に取り組んで、何とかこの地域を活性化させよう、そしてまた、経済活動が好転するような政策を打ち出して支援しているわけではありますが、今我々が考えられるようなこの地域をこれ以上疲弊させない。そして、小さくても住んでいてよかったと言えるような町にするために、市長のマニフェストだけではやはり私は、それは到底足りないと思うんですね。であるならば、市、市役所の中には行政職の人間が400人近くいらっしゃる、あるいは議員も20名もいらっしゃる。みんなで本当にいろいろな意味で知恵を出し合わない、この難局、そしてこれからの土別の発展は私はないというふうに言っても過言でないと思うんです。

私も頑張っていきたいと思うわけではありますが、市で今考えていらっしゃる新規事業や在住されている企業、特に今回は朝日の問題を話していますので、朝日の中ではやはり商店が非常に激減しておりまして、食材を扱っている店舗が3店舗、スタンドが2店舗、灯油配給業者が1社、本当に生活をしていくために最低限のラインが今見えてきているような状況にあるので、あの地域の振興策も含めて、少しその辺の考え方を、どうしたら合併で大幅に減少になったそういう経済活動も含めて、あの地域を振興させるためにはどうしたらいいのか、市長の考え方もあればあわせてお聞きしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） ただいまの朝日地区の振興策ということでのお話がありました。土別は上土別、それから多寄、温根別、朝日と、それぞれ歴史を持った、合併を伴って歴史を持ちながら発展してきているという町であります。それぞれの地域において、今、その特性を生かしたまちづくりが進められておりますけれども、特に、朝日においては、本市の総合計画に掲げているまちづくりの柱5つありますけれども、このうちの水と緑の里、これについては、岩

尾内湖、あるいは天塩岳の自然というのがあるかと思えます。それから、スポーツ合宿の里ということで、合宿の里ということで、スキー、ジャンプ、クロカン、あるいは文化の面の合宿、それから生涯学習のまちづくりということでは、演劇を中心とした文化の活動、これらが朝日の大きな特色になるのではないかなというふうに思っています。

また、8月に実施をいたしました川内村の子供たちを招待したときに、朝日の岩尾内湖でカヌーを体験しました。このカヌーについては、子供たちも大変、もちろん喜びましたし、あと山村研修センターでの宿泊、あるいはスキーのジャンプ台からの景色、これらについては報道陣のほうからも高い評価をいただいています。

こうしたことから、この朝日については、こういう自然環境を大切にしながら、自然と触れ合えるフィールド、体験観光なんかのフィールド、あるいは合宿の里を振興する、そして、芸術の町、こういったようなイメージを持ってこれからも振興を進めていくということで、総合計画の各種事業の中でも、この考え方をもとに事業を組んでいるところでもあります。

朝日に限らず、上士別、多寄、温根別、士別、そういった地域が連携して均衡ある発展を遂げるということが、この士別の発展につながるということでもありますので、士別は活気があっていい街だねと、市民の方からも言われるように、そういうような方向性を持ちながら、今後の総合計画を中心としたまちづくりを進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 骨格はわかります。では、よしんば、その一つ一つの問題に触れたときに、非常に、どうしていったらいいのか、私どもも困っている部分もあるわけではありますが、今考えられ得ること、それから、今やらなければいけないことというのは実際にあるわけでありまして、先ほどもちょっと触れましたが、公営住宅の改修というか、住めるような施設にもなっていない、そういうところをどうするんだとか、では、それをもし不必要であれば民間におろすだとか、これは前から私もお話ししている。では、もし必要なければ、それを解体するとか、朝日地区の中にも旧公民館ではないですけども、団地内にそれぞれ三望台団地。あるいは一二三団地にも会館があるわけではありますが、それも建ったままなんですね。ですから、使わなければ使わないなりに何かしら手を打たなければいけないと思うんですが、この5年数カ月そのまま放置されていると、利用もされていないと、利用するにはどうしたらいいんだと、いろいろ例えばもしあったとしても、そういうのが市の持ち物である以上、民間では活用できないわけがあります。

今、上士別国営農地再編整備事業の中で大変多くの方が町内にも宿泊場所を求め宿泊しているわけがあります。そういうときにも、市内には、町の中には民家の住宅の空き家がほとんどない状況でありますので、そういうやっぱり公営住宅の施設もこれから使えるようにしていただければなと思うわけがあります。

私の例から申しますと、実は今、音威子府で工事をさせていただいている。音威子府の村立

の公営住宅、村外の人にも、そういう工事業にも貸してくれるんですね。ですから、例えばそういう活用方法もできないのかなと思うんですが、補助金が入っている事業だから、それ以上の改修事業ができないとか、補修事業ができないとか、また、変更をした使い方ができないとかといういろいろあると思うんですが、やはりあのままにしておくとな本当にその地域がいろいろな意味で活気がつかない。

ですから、やっぱりその活動してる状況はこうするんだということが見えてこないとなかなかやはり地域に住んでいけないわけですね。これは過去に合併した町、それぞれ本市は合併しているわけですから、ですから、今までの経験をやっぱり生かしながら、その地域が繁栄するように、維持されるように努力していかなければいけないと思うんですが、どうもそういう地域に目配り、気配りが足りないのではないかなというふうにも思うわけでありますので、この機会にどうか、そういう部分にも目を向けていながら、今やれること、取り組めることをやっていただければ大変ありがたいと思うわけであります。

特に、先ほどもお話ししましたように、朝日地区には商工業者が大幅に減少してきているさなかで、特に、食品業者とか、食品販売業者とか、外食商店の大幅売上減少に伴って閉店や離町を今考えている業者がたくさんいらっしゃる中でありますので、どうか我々もいろいろな意見を出していきますが、市当局も大いにこのことに対して緊張感を持った中で取り組んでいただきたいと思うわけであります。

先ほど総務部長の答弁の中にちょっと、若干、今後の地域振興の云々ということで、市には5つの柱があって、それに基づいてやるんだということであるんですが、やっぱり朝日にはほかにない天塩岳、天塩川の源流、市長がよくあいさつの中で取り入れている言葉なんですが、本当に源の地域からいろいろなものが発信されていく地域であります。

ですから、私なりに、やはりその観光資源がたくさんある、天塩岳、岩尾内湖、岩尾内神社周辺、あるいは三望台シャンツェ、これは大変な私は財産だと思いますし、やはり観光資源を整備していくというのは莫大な投資が必要になってくると思うんでありますね。しかしながら、先ほども話したとおり、厳しい財政事情の中で、やはり施設整備もしていかなければいけないということもあると思うんです。

その中で、私はやはり朝日地区に住んでいる人もそうでありますが、本市に住んでいる人の1つの誇りとして、こういうほかの地域にないものをPRしていく必要もあると思うんですね。ホームページにアップしているからいいんだとか、あるいはパンフレットをつくっているからいいんだと、そういうことではなくて、一人一人がトップセールスマンとして、市長はあちこち頑張っているんですけど、皆さんそれぞれがトップセールスマンとなって、この地域をPRしていかなければいけないというふうにも思うわけであります。

1つ提言というか、お願いであるんですが、今年も天塩岳登山者の中で、実は大事に至らなくてよかったんですが、非常に、標識とか案内板がないわけですね。登山経路について、何キ口地点とか、あるいは何合目とかという表示がないと。あるいはルートの関係ももう少し

明示したほうがいいのではないのかなと。自然環境を壊さない程度のということになると、非常にまた難しい問題もあろうかと思いますが、最低限のそういう案内表示板は必要になってくるのかなと思うんですね。

それから、天塩岳登山のやっぱりネックは、橋が木橋であって、毎年流される橋なんですね。いわば流されないようにひもで結んで、ロープで結んで、また、春に行って取りつけるという状況であります。いろいろな地域事情もあって非常に難しいとは思いますが、鉄骨で、H鋼で2本渡して、永久橋ではないんですけども、永久歩道橋というかな、そういう場所に、あそこのあの場所を変えていかないと、毎年市の職員が10人ぐらい行って、ひどい激流の中を橋を設置しているんですよ。事故が今までないからいいようなものですが、ぜひその辺の登山道整備も今後必要ではないのかなと思っておりますので、御検討をいただければと思うところであります。

先ほどの案と岩尾内湖や天塩岳、三望台シャンツェはもちろんサンライズホールも含めて、地域のPRも含めて、中長期的な朝日地区の展望と今後の地域振興の計画のあり方ということで私質問をさせていただいているんですけども、そういう観点から御答弁いただけますか。

委員長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 菅原委員から今後の朝日地区におけます将来展望、まちづくりの展望についてという御提言ございました。

まず、先ほど御指摘のございました三望台等々の公営住宅のあり方等につきましては、以前からも御提言いただいているんでありますが、これは現在、自治体運営改革会議が開催しながら、すべての施設について検討を加えてございますので、以前から御提言いただいているような内容も含めながら、この朝日地区における公営住宅のあり方についてもしっかりとした対応を、検討を進めていきたい、こうまずは考えます。

それと、朝日地区における雇用の場の拡大ということについて言いますと、朝日については、美土里ハイツの20床増床、そして、民間によりますグループホームの新設等々によりまして、ありがたいことに、その福祉施設だけでも合わせますと100名を超えるような、実は雇用の場が生まれているわけであって、そういった意味では人口規模からしても、あるいは土別市におけます上土別、多寄、温根別等々と比較いたしますと、非常に地元も頑張らせていただいて雇用の場も確保していただいている。そういったことについては感謝申し上げている次第でありますし、あわせて新しい、新規就農者も朝日地区には農業者の努力によって就農もされているわけでありまして、そういった形の中でも皆さんが力を合わせて努力されている、こう考えている次第であります。

それと、私はたびあるごとにごあいさつで申し上げているのは、特に、土別と朝日が合併をして裾野が広がった部分について言うとするならば、これは合宿について言えば、まさに通年合宿ということで、全道、全国に誇れる合宿地になったというのがひとつございまして、天塩岳という道立自然公園の山々を中心とする登山の入り口でもございまして、あわせて天塩川の

源流に位置するということを極めて将来展望を含めて有能な地域であるということを申し上げながらお話をさせていただいているわけで、極めて魅力のある地域であることは間違いございません。

あわせて、上川振興局、そして開発建設部も、この天塩川について、周辺の11市町村がともに連携をとりながら、今後観光開発をしていこうではないのかという、こういった提言もございまして、今11市町村によりまず天塩川学セミナーというのも開催をされて、1月には土別でも最終の学セミナーが開催をされる予定になってございますが、いずれにしましても、天塩川、そのキャッチフレーズがまさに「大河とともに北へ向え」という、こういうキャッチフレーズなんでありませうけれども、まさにその源流域ある魅力を発信をしながら全道、全国にこういったものを発信をしていきたい、こう考えている次第であります。

それと、もう一方では、和が舎だとか、こういった交流施設も完成いたしましたし、一方、サンライズホールについて言えば、これはもう建設されて以降、300を数えるほどのいろいろな文化芸術の発表の場として、これも全道、全国に発信していますから、そういった意味では全道、全国的にも脚光を浴びる市として、これからもまちづくりは進めていく考えでございます。

先ほどからいろいろ御提言ございましたけれども、そういった提言も踏まえながら、私もマニフェストも含めながら、総合計画を含めながら、この地域の発展のために頑張っていきたい、こう考えている次第であります。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 問題がちょっと大きくなったものですから、市長のほうから答弁いただき、その考え方を聞かせていただきました。ぜひ魅力ある地域ではあることは間違いありませんが、何せ人口減が一番の課題なんだろうと。そういう中で新規就農とか雇用の場の確保がされている中でありますが、今後もどうかあの地域の振興策について、事あるごとに発表していただければ、あそこの地域に住んでいる人たちが夢を持ってこれからも生き続けられると、頑張れるということでもありますので、この問題についてはこれをお願いして終わりたいと思います。

次に、道道士別滝の上線、朝日市街地の整備計画内容と問題点についてでございます。

この問題については、皆さんも御承知のとおり、平成2年から旧朝日町地域で、道道幅をめぐむ問題が取り上げられておりました。そこで過日、市街地の整備計画が朝日町内の議員にだけに旭川建設開発部から、その内容が説明されました。

私は、総合支所長に何度も、どうして議員だけなのということをお伺いしたつもりでしたが、私どもは土別市議会議員でありますから、市議会の事務局にそういう御連絡があったのか、あるいはまた、議長にもそういう報告があったのか、ちょっとお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 高橋支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君） お答えいたします。

9月29日の日に、地元議員さんのほうにお知らせをいたしまして、総合支所に来ていただきまして、旭川建設管理部のほうから道道整備について御説明をさせていただきました。というのは、地元の議員さんが地域住民の方から道道はどうなっているんだ、どういう方向で行くんだといったいろいろな質問が結構あるんでないかなというふうに思っておりましたので、まずは私、地元の議員さんのほうに道道のその整備方針について御説明をしていただくように旭川建設管理部さんのほうにお願いをいたしたところであります。

それで、議会の事務局、それから議長さんのほうには連絡はしておりませんでした。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 一議員ですから、それぞれの活動に関しては別に届ける必要も報告する義務もないとは思いますが、朝日町内の議員だけを招集されたという背景には、今支所長からはそういう他意はないんだということでありますけれども、やはり私どもは土別市議会議員の一員でありますから、しかも、1名ではなくて朝日にいる全員の議員にそういう御案内があったならば、やっぱり事務局に報告するべきだと思うし、もしこういうことで終わったという経過でも、それもやっぱり事務局を通じて議長に報告あるべきではないのかなと、私は思っています。

ですので、今後、こういうことがもしあったときには、ぜひ、私どもも出席を最初どういふふうにしたらいいかためらったこともあります。それは議員だけではなくて、実は地元の期成会の、この事業の期成会の会長、それから自治会の会長さんにも御案内申し上げているんだということを聞いたときに、ちょっと出席に疑問を感じたものですから、あえて、この機会にこのことを取り上げさせていただきましたので、今後は私はそういう連絡をとってからお願いしたいものだなと思うわけであります。このことに触れると長くなりますので、整備の計画内容についてのことでございます。

実は、この問題について、14項目ぐらい質問を出させていただいているんです。我々に説明があった市街地の整備計画については、車道部の幅員は現在の7メートル50の幅員から、1メートル狭い6メートル50に狭くなると、両側50センチ、それから歩道が現在の1メートル50から50センチ広い2メートル、縁石の幅がありますので、両方で32センチありますので、その分が減るので、有効幅員は縁石の内側からは1メートル68センチなんでありますね。ですから、現行からやると18センチの幅員が広がるということでもあります。

そういう状況の中で、その理由は、では何なんだということなんです。そうすると、その説明に土別出張所所長、前田所長は、車いすがすれ違える幅なんだと、全く苦しい説明だったんですね。1メートル68センチで車いすがすれ違うということもないし。というのは、この道道拡幅をするときに、車いすのすれ違えるような幅員の持った歩道を整備してほしいんだということがあったんですよ、理由に、1つは。そのころは、人口も、平成2年ですから、まだまだ相当いらっしやいましたし、高齢化率がどんどん上がっている地域であるから、将来的に相当

増えるんだろうということもあって、例えの中の話だったんですね。それで、そういうことがあって、その1メートル68に落ち着いた、その経緯がちょっと私にはわからないんです。

それと、あの道路は調べましたら、いつ改良が最終的にされたかわからないんですね。夕べも、実は前田所長に会いに行っていて、いろいろな会議があったので会っているいろいろ聞いたら、40年以上たっているという、それだけです。ですから、確実に40年以上はたっているんです。だけれども、昭和の四十何年とか、あるいは30後半とか、その年限がちょっとはっきりしなかったものですから、今、きょうの時点では40年以上経過している道路なんですよ。道路の下に、両側に排水管が、雨水管があるんですよ。生活雑排水も当時流れていたんですよ。今も流れている、何戸か。朝日町内の下水道普及率はすごく高いものですから、市街地においては10戸ぐらいですか、10戸ぐらいの未設置箇所が残すだけで、ほとんどが下水道に、みんな特定環境のほうで入っているんですね、

ですから、現在は、その生活雑排水が流れているのも10戸ぐらいなんですよ。しかし、道路の両側にパイ450の管が縦断方向にずっと走っているんですね。それも四十数年前にやられた工事ですから、当然1メートルのRCP管とコンクリート管というやつでやっているんですけども、この管も恐らく少しゆがんでいるだろう、あるいはまた堆積しているだろうと。だから、もし、この工事が開始するに当たり、そういうのも整備を改良する計画の中に入れてくれませんかと言ったら、それはいじりませんと言われました。市のほうも、では、それでいいのかと言ったら、余りいい返事は来ていなかったんですけども、非常に整備の内容は、ですから、今ある道路を表面の舗装の切削をして、オーバーレイ、道路と歩道をフラットにしてしまうと。フラットにして、境界に縁石を入れる、そういう工事だけなんですね。ですから、工事費そのものは大したことないと、一応1,700メートルの延長になりますが。現在、歩道敷地内にある電柱の移設を裏側にするんだという、これが大きいと言えれば大きい、変わると言えれば変わる、だけなんですよ。

ですから、私はきのうも、先ほどもお話ししたとおり、前田所長に、この機会に、もう40年以上も道路改良していない、路盤改良もしていなければ、ある程度道路の路盤も、採石もすり減っている、詰まっているとか、いろいろな問題があるだろうと。朝日町時代に下水道でかなり表面掘っていますので、下層路盤ぐらいは入れかえをして、そして、両側にある雨水の管も入れかえして、舗装も一体化したものにすべきではないのかというお話をさせていただきましたが、そういう市からの要請はないとおっしゃっていました。

一番、私困った問題は、その道路が今度狭くなるんですよ、今以上に。約1メートル。そうすると、朝日町の主要道道、市街地は道道士別滝の上線主要道道なんですよ。それが6メートル50しかないということは、大型車両が交差するのに非常に厳しい幅になってくるんですね。特に、トレーラー、大型トレーラーは3メートル20センチあるんです、タイヤとタイヤの幅が。だから、そういうもののこれから対応をどうするのか。当然、表通りは、道道は、そういう大型車両は通ってはいかんということになるんでないかという心配もされるわけです。

ですから、道路が狭くなった状況での大型車両の交通安全対策は大丈夫なのかとか、あるいは冬の対策はこれで十分なのかとか、いろいろな、今考えられることを建設部のほうに話したら、いずれも市との打ち合わせ事項には入っていないんですね。建設部のほうといろいろお話をしたら、この問題については協議はされていないと、知らなかったと。しかし、きのうまた話したら、所長は市長には話しているんだと、そういう言い方されていました。

ですから、こういう計画案が、実は地域住民の方には2月28日に説明会がされているんですよ、こういう資料で。しかし、その地域住民の人は、技術的なことに堪能した人はいらっしゃらないから、直るだろうと、全部が。そういう感覚でいるのではないかと思うところから、今回、その整備計画内容と問題点についてという形で私質問させていただいたところですが、今話、質問というか、私のほうからお話、ちょっと長くなってしまったんですけども、させていただいた内容について、市当局側の、この整備内容を周知しているかということ。それから要望事項はされていないかということ。そういう問題について、ちょっと確認させてください。

委員長（神田壽昭君） 深川課長。

経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

この整備計画の内容で、市当局は確認されていたのかという御質問でございますけれども、当時、朝日総合支所の担当副市長がヘッドとなって担当しておりました。旭川建設管理部からの改良内容を受けまして、内部で、担当部局で協議し、期成会とも協議を行ったところであります。

また、道道整備に関して何点かの問題点があるのではという御質問でございますけれども、縦断排水管につきましては、既設の管渠、劣化度を一部調査しておりますし、補強または入れかえについて、今後、協議、検討中であります。

また、現在も大型車両の通行が不可能ではないのかという御心配でございますけれども、現在も大型車両につきましては、大半が南大通りへ自主的に迂回されているというふうに判断しております。今後におきましては、公安委員会とも協議し、南大通りへの迂回、または速度規制についても要望していきたいというふうに考えております。

また、道路設計を実施するに当たり、北海道で事前に調査及び試験を行っており、路盤材におきましては入れかえずオーバーレイを行うということで、性能を満たすという検査結果が出ているということでお伺いしております。

以上のことを踏まえまして、今後も朝日まちづくり期成会と協議しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、深川課長から答弁があったんですけども、非常に情けない答弁だよ。というのは、やっぱり技術的なことが、課長はわからないんだから、わからない人が話聞いて、ああそうですかで終わっているのでは困る。ですから、私は建設水道部のほうに技術

的な相談があったってよかったですし、確認してもらってもよかったですし、当然のようにやっぱり技術者が、この整備計画内容について、いいのかどうか判断する1つの機関であってもよかったのに、朝日のほうの問題だから、朝日が経済建設ですか朝日のほうにあるのは。そこで、その1人しかいない技術者が判断したのかということになってくると、非常に大きな問題になるんじゃないか。

このことは、だから、建設部が知らないということはおかしいですよ。そして、そういう相談もされなかったというのは、非常に何というんですか、安易に取り組みましてはいませんか。この辺、というのは、私先ほど話したとおり、この道道拡幅については平成2年からやっているんですよ、朝日町の大きな問題、私もその一員だったから。平成5年に私が議員に立候補したのは、この問題を成功させるために地域から要望されて私立候補して議員になったんですよ。しかし、平成9年、平成13年の町長選挙で、これが町民審判を受けて、これがだめに、このままでいいんだという町民の判断で今日来ているわけですよ。そして、前田苺子市長にも私質問した。市と合併したらもう1回考え直してもらえないかということですね。

しかし、そういう大きな内容の、そういう過去に選挙もした、それから合併もしたという大きな変遷が何度もあったんだけれども、あって、しかも先ほど話したように、そのときの当事者の町長が2人もいなくなって、今日、さあこの町、おまえらでやっていけみたいな、そういうふうにも受けとめられるんですよ。

ですから、逆にこういう大事な整備計画については、今、これ今回やらないと、もう将来やることないですよ。たとえ、今、縦断管を、堆積している場所何カ所かある、入れかえが可能なところは今後検討するとある。検討でないんだわ、新しく道路を、町なかを整備するんだよ、これ。道路整備工事に係る説明会ってやっているんだから。こういう基礎断面で、基準的な断面でやってもらわなければいけないんでしょう、きちっと。

ですから、なぜこういうことを技術屋さんがたくさんいらっしゃる建設部の人と相談しなかったのかということが私は非常に大きな間違いだと思う。旭川開発建設部の所長が、市長には全部話して了解もらっているというんですね。だけれども、市長に話しているということは、それぞれの担当にみんな行っているということでしょう、これは。だけれども、建設部では、この相談は一度も受けていないと、そういう朝日総合支所からのこともないと言うんだけど、その辺どうですか。建設部長に聞きたいんですよ、建設部長。建設部長ないということをもまず確認させて。

委員長（神田壽昭君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、この道道の問題につきましては、全く建設水道部が一切関知をしていないという状況ではございませんけれども、例えば、地域からの要望で交差点部の隅切り等の方法について要望も受けてございますし、同時に、期成会の方々と機会あるときに旭川建設管理部の土別出張所との協議の折にも、そういったことの要望について、私どものほうもあわせて行っているところでございますけれども、今

の路盤の状況ですとか、細かい設計内容の詳細については、それほど把握をしていないというのが現実でございました。そういう意味では。

(「それだけでも」の声あり)

建設水道部長(土岐浩二君) いいですか。

以上です。

委員長(神田壽昭君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) やはり、その市の技術屋さんがいらっしゃるところで、この問題が今非常に奥歯に物挟まったような物の言い方されているけれども、こういうプランが住民に提示されるということは、そこの本市、私どもの市の窓口である建設水道部と十分に、こういうことで住民説明会やりたいんだということは事前に必ずあったと思うんですね。だから、その時点で、皆さんおわかりだったと思うんですよ、こういう程度の改修なんだということ。四十数年たっている管がこれでいいということないんでないですか。しかし、主要道道の中で、今度その、要するに道路が目いっぱいフラットに使われるわけですよ。大型車両がさっき通れないと言ったけれども、主要道道の中で大型車両が通れない道路なんて1カ所もありませんから、許可が出ませんから。交通安全協会、警察が云々と言ったけれども、課長それは、あなたがもしそれで許可出すと言ったら大きな問題になると。

それと、今後も十分に期成会と相談しながらやっていくと言うけれども、期成会でないでしょう、もう。もうこれはやることになったんだから、事業そのものは。だから、あと一人一人の受益者ですよ、問題は。その対策が1つも講じられないで、これが説明されたってだめなわけさ、そして、この説明は我々さっき言った議員にだけしかなかったんだ、今回、4人に。それで、いろいろ中身調べたら、こういう内容だから、私も一技術者の1人とするならば、この機会にせっかくだからやってもらったらいいでしょうということなんだ、縦断排水ぐらいは、最低でも。

以前、この勉強会にちょっとお話しさせていただいたけれども、私の家内が4年生のときに、この管に落ちて2スパン流されたそうなんですよ、昔。だから、四十数年前。その管が詰まっていないわけでないでしょう、もう四十数年もたっているのに。それは管渠の清掃はしているだろうけれども。

だから、道道整備、主要道道であるから、当時52億もかかるといった事業ですよ、これ。お金の問題でなくて、せっかく整備するのであれば、その辺をこの機会に、市のほうから強く要請をしながら、縦断排水だけはやってくれ、舗装は全部最初からやり直してくれぐらいのことはあったっていいんじゃないですか。たった1メートル68センチしか広がらないんだ、歩道。冬どうするんですか。簡単にいろいろ、今度歩道を除雪車が歩けるとかと、いろいろすったもんだしゃべっているけれども、そんな問題で済まないですよ、これ。

だから、やる以上はきちっと道路を一体化したものに変わってもらわないと。あっちつき、こっちつきなんですよ、掘ったり、やり変えたりしているんだから、過去にも、下水道やるとき

も。舗装もパッチングで終わっているんです、結構。だから、今割れていないからいいけれども、今、今回やったらこれも我々が生きている間は、あの道路はいじられませんか。どうして、もう少しその辺を強く、その機会に市のほうから要請されなかったのか私は不思議でならないし、もっと技術的な交流があってしかるべきだったろうと思うし、それから、朝日総合支所窓口に進んでいるのは、それはいたし方ないけれども、もっと内部的に、この事業に技術的な協議があってしかるべきだったと。

そして、この事業が、実はこの間の説明会では、来年度に北電とあわせて、その電柱の移設計画等も含めて設計をします。これは23年度に今したんだということです。それから、来年度の概算要求をしているんだと。これは電柱の裏回しについて、それから用地測量、それから事業の損失調査、それと交差点の改良にかかわる、今その土岐部長がおっしゃっていた交差点改良に係る問題解決のための協議と現地視察云々という設計上の問題を来年度やるんだということなんです。そして、25年度の春から、この事業に着手したいと。

しかし、予算の都合でどれくらいの延長になるかわからんけれども、本来であれば1年でやりたいということなんです、これたったの、1,700メートルを。だから、それだけ事業費がかなり落ち込んでしまったんですよ、何もいじらないから。表面、道路でこぼこ切削してならずただだから。縁石をやり変えるだけだから、大したものではないんだわ。だから、1年でこの事業やりたいとおっしゃっていたけれども、きのうも私は十分、土現の人、建設課でも所長にすぐこのことを要請はしておきました。ぜひその辺の取り組み方、今後の取り組み方お知らせください。

委員長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、菅原委員からのお話の中では、道道と言いながら、私どもの地域、そして、そのかかっている行政として、我々の内部の対応が悪かったんでないかということでございます。

私ども市道を設置する、管理する立場といたしましては、まず、市道としての機能を果たすように設置者である、管理者である私どもが、その機能が十分、大丈夫なのかな、構造上大丈夫なのかなということをやりますけれども、当然、主要道道であるからには、道がそのような立場に立っていただいているものと思いますけれども、今回、路盤についても、管渠についても、横断管についても、道のほうで調査されており、路盤の置きかえ、あるいは管の布設がえについては、必要ないという報告を受け取ったということもありますけれども、今言われたような、お話のような御懸念があるということでもありますので、私どもとしても、もう一度その辺、技術的な面も含めまして、全庁的な検討を加えながら道と話を持っていきたいと思っておりますし、今後の事業の進め方につきましても、地域の方など等々を含めながら十分、全員の意見を聞きながら、そういった全員の考えを結集できるような体制でもって進んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この事業の推進、実行に関しては、あの地域の地域住民は非常にねじれ現象起きているわけですよ。期成会が云々と言ったけれども、期成会より入っていない人のほうが多いわけだから。だから、事業を進めていく上においては、慎重にやっていかなければいけないし、だれもが納得いくような内容にしてあげないと、これはなりませんよ、簡単に考えていても、私ら20年以上やっているんだから。だから、その町民、このこじれた町民感情をどういうふうにして直していくかも含めてやっていかないと、簡単には進まないですよ。計画内容にもタッチしないで、こういうのを我々に提案するほうが大体にするとおかしいし、幾ら説明だと言っても、非常にこれ困った問題だなと思っていますので、今後慎重に取り扱ってほしいなと思います。

では次に、また、道路のほうに入ってきますが、市道・上下水道設置状況と市内での整備基準はどうなっているかということでございます。

最初に、答えだけでいいですので、どんどん答えてほしいんですけども、市街地の市道の整備の総延長と舗装の整備普及率はいかがになっているかお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 加藤土木管理課主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） お答えします。

市道の実延長は、平成23年4月1日現在で83万7,572メートルであります。このうち舗装済み延長は37万4,860メートルであり、舗装率は45%であります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 市内の総延長、すごい量があるわけでありまして、しかし、その舗装率がまだ45%ということであります。

それでは、どこまでいったらいいのかな、時間もないので、それでは次の問題ですけども、農道とか、その生活道路するための改良基準と申しますか、例えば、市道とか道道とかあって、そこから住宅までの間、1戸の家であれば私道の整備は市は全然する必要ないんですけども、例えば、2戸とか3戸とかあったり、行きどまりとか、どっか抜けていく道路があったり、そういう整備する基準なんかは、何かあるんでしょうか。あわせて舗装もできるかどうか。

委員長（神田壽昭君） 半沢土木管理課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

今の菅原委員さんのお話にありました私道に關しましての整備基準ということでございますけれども、私道から市道認定という基準につきましてでございますけれども、市内におきましては、私道として利用されているケースというのがあるかと思えます。その中で、やはり私どもの公共の中で、事業の中で整備をしていくということになりますと、やはり市道認定することが大前提だということでございますので、基本的には土別市市道認定規則により、維持管理できるものでなければ認められないというのが市道認定でございます。この中では今後地域との

協力も得ながら、用地の幅、道路の構造、形態、ほかの市道等々の連絡などができるような条件がそろえば、市道認定に向けて協議させていただきまして、維持管理していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私道の改良は、ほとんどされていない状況下にある。今、市道でさえ45%の普及率、改良舗装普及率ですから。それから行くと、私道のほうには全然手が回らないんでしょうけれども、やっぱり市内の中にも2、3戸、私が確認したのは2戸で住宅があって、そういうところの市道認定にならないのかとかといういろいろお話あるので、市ではなかなか舗装基準までいろいろ明確にはなっていないかなというふうな思いで今回質問させていただいたところであります。

そこで、しからは、私道を市道に昇格させて、その市道整備をしていく、いかなければいけない地域というのは私あるような気がしております。たまたま下水道工事で街の本当のど真ん中にある場所を今工事してもらいましたが、そこが砂利道で路盤材も入っていない。延長が90メートルぐらいあるんですかね、そういう場所が私自身は市の道路だと思っていたんですけども、確認したら私道だそうであります。街の中にそういう道路に、そこに4軒も5軒も住宅が並んでいるのに、そういう場所があるのかなという、すごく不思議な思いもしたんですが、そういう場所に、私道の中に下水道の本管が入っていくという、そういうことが非常に感覚的にどうなんだなと思ったんですけども、市の中にはそういう箇所がたくさんあるんですか。それで、もしわかれば、どれぐらいの延長がそのくらいあって、何カ所ぐらいあるんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 市内の私道路で建築基準法上、道と言いますか、その住宅を建てたり、建物を建てたりするのに接道をしているという、その条件を具備するための私道路の位置の指定であるとか、建築基準法上の認定道路というのが数多くありますけれども、今、総延長と本数は、ちょっと手元に持っていないので、申しわけございませんが、お答えすることできませんけれども、何せ宅地化がされたときに、市道がすべて張りついている状況ではございませんので、そういった私道路についても、生活道路としての基準が満たしていると言った中身では数多くございまして、そういった分には法の手続上は建築基準法上の道路、あるいは道という扱いでの整理がされております。そういう意味では、生活道路でございまして、部分的に市道ではなくても除雪の必要性があったり、あるいは下水道を整備することで処理区域である条件を整えさせていただいているということでございまして、そういう私道路の部分については市道でございませぬので、地権者の方の承諾を得ながら下水道の整備も行っているという状況でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 実際に、そういう場所が本当の街の中に、東1条ですか、あそこ、あったものですから、すごいびっくりもしましたし、ただ、その将来的に、やっぱり市道に昇格させて整備しないと、下水道のマンホール、砂利の中に埋まっているわけでして、除雪なんかで引っかけないのかなとか、そういういろいろなことも予想されるわけでありますから、そういう場所の私道と申しますか、その生活道路みたいなものを市街地の中だけでも市で買収し、あるいはまた、寄附採納等を受けながら市道に昇格して、そういう整備していくことがこれから必要になってくるのではないかと思うんですけれども、そういう考えはございませんか。

委員長（神田壽昭君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） すべての私道路を市道認定をして整備をしていくということは非常に困難な状態でございますし、状況別に申し上げますと、例えば、非常に幅員が狭くて4メートルに満たないような部分についても、実際通行されているといったケースもありまして、市道の認定基準に合って、なおかつ地域の要望の高い部分であれば、条件整備が整っているものから寄附採納なども受けた中で市道認定というものはしていくことは可能だというふうに思いますけれども、すべて、全部ということはちょっと現段階では難しいかと、こういうふうに思っています。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひその辺の取り組みも今後してほしいなと、認定基準云々のことよりも、やはりそれだけに使うわけではありませんので、道路は皆さんが使う場所でありますので、そういう整備に向けて頑張してほしいなと思います。

次に、その上水道の設置基準、それから簡易水道というのは今ないわけではありますが、地下水等々の水に関する利用者のまとめたものあれば、ちょっと先にお知らせください。簡単にしてください。数字だけでいいです。

委員長（神田壽昭君） 西野上下水道課長。

上下水道課長（西野英二君） ただいまの水道事業の設置基準でありますけれども、水道事業につきましては、総合計画などの水道計画に基づいて水道水の安定、継続供給のための施設整備を行っております。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 市内全域に水の問題たくさん今日まであるわけでありまして。今回、この上下水道云々の中、やっぱり土別市の水は個人の責任で水を確保するんだということが原則にあるやに聞いています。そういう重き役柄の人からそういうことを聞きました。しかしながら、今住んでいる人たちは、それでいいのかも知らないけれども、しかし、これから移住をしてきたり、あるいはまた、新しく市内にいる方がどこかに移転して、新築して家を建てたときに、

そこに上水道がない、あるいはその地域でやっている何というんですか、朝日には水道利用組合というのがあって、そこでやっているけれども、そういう水の確保が非常に困難な地域が出てきていると思うんですね。

そういうときに、上水道を使っている人は安心して、安全に、その水を利用していただいて生活をできるわけですけれども、やはり地下水、あるいはまた沢水を使っている人もたくさんいらっしゃるんですね。そういう人たちは定期的にその水の検査もしているのかというと、決してそうではないんですね。ですから、山村地域にそういうのが多く見受けられますが、上水道の延長の管路のない地域について、どういう基準をもってこれから例えば管を、その上水を引っ張る場合に、どういう基準があるのか。そしてまた、先ほど話したとおり、水はあくまでも個人で用意しなければいけないのかと、何の方法もないのか確認させてください。

委員長（神田壽昭君） 西野課長。

上下水道課長（西野英二君） ただいまの御質問の中で配水管の末端からの延長については、個人の負担なのかということでありまして、これにつきましては、費用区分としましては、市の水道事業では配水管を布設します。これから自分の各戸の住宅に給水をする分については、給水装置工事ということで、個人負担をお願いをしている実態にあります。それと、移住等で土別に来られる方につきましては、それについても個人の自己責任で水道を設備するののかという御質問でありますけれども、現状ではそのような形で個人をお願いをしている実態でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ですから、いろいろな定住化対策とか、移住促進事業とかと名を打ってやっている、あるいはまた、農村地域でも農家に新しく入る人たちが水で非常に苦労されている方がたくさんいらっしゃるにもかかわらず、本市では、今、課長がおっしゃったように、水は自分で用意しなさいなんです、ない地域については。ですから、こういうことでは全然移住も定住もできないのではないですか、格好いいこと言たって。だから、その水の相談をする窓口でさえ、今では建設水道部が1つ、市民部、それから経済部、それぞれが担当しているわけですよ。

ですから、そういう移住したくても、そういう問題がたらい回しになるような状況にもあるわけですね。ならば、朝日町時代は2戸、3戸の農家の人たちが水道利用組合なるものをつくって、その施設整備を町が補助金を出して、運営はその組合自身がやっていった方法で、あの地域では水の確保が、行政が大きな支援をしてやってきたわけですよ。本市はそういう補助金が過去に出された例というのは余りないんですよ、調べたら。成美地区で何年か前に私も質問させていただいたけれども、八十数万の水の枯渇からそういう再度ボーリングを打つための費用を出したとかというのが1件。それから今年度は22年度の決算でありますから、朝日町の利用組合に実は119万6,000円、市のほうから補助出しているんですよ。今住んでいる人たちが朝日と土別の中では完全に区切って、そういう制度が市の中では扱われているんですね。合

併協議会のときは何もこの問題には触れていないので、水だから、私は将来的にもそのまま続くんだろうとは思っていましたがけれども、本市に来て、いろいろな水の相談をしたとき、私の息子も引っ越して入ったときに、169万かかりましたよ、水引っ張るだけで。

だから、では今度の人も、今本州から来ようとしている人、そういう地域に家を建てたい、でも、ここ水ないからだめですよと、今あるんではないですかと、それは沢水を引っ張ってきているんだけど、流量がもうこれ以上引っ張ったら足りないから水はございませんと言ったら、定住しようとして来た人ってどう思いますか、そういうこと。では、何軒あったら上水道引っ張ってくれるんですか。

そしてまた、山間地域に住んでいらっしゃる方が酪農にしたって何にしたって、農業にしたって水を使われている方々が今ある水が枯渇したとき、例えば、また、新しく水を確保するために、1人では資金がかかるから、何人かで組合方式をつくったら、では朝日方式みたいにしてくれてくれるんですか。そういうのも全然やらないで、上水道だけ引っ張って、あるいは下水道だけ整備して、それで特別会計が黒字だなんていうのは、私はこれはちょっと別問題でないかなと思う。根本的にちょっと考え方を間違っているんでないかと思うんですね。

いつかその問題話したとき、費用が余りにもかかる、費用対効果がないと。水に費用対効果なんていう言葉役人が使っているんですか。私はすごくそのことに対して疑問なので、この水の問題に対して、さっき言った窓口も一本化してもらわなければいけないし、それから、朝日地区だけに飲雑用水、集落飲雑用水整備事業として119万6,000円を出された経緯、それから本市の中で水に非常に苦勞されている地域の調査とか、問題解決に資金は出さなくても、そういう技術的な支援とかしたことがあるんですか、市は。ちょっとお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 西野課長。

上下水道課長（西野英二君） ただいま御質問ありました窓口の一本化の問題であります。これにつきましては、市民の方々が水問題については水道課のほうに地下水が悪化したので水道がどこに入っているか、引けますかということで御相談に来ることが現実的に多いです。ただし、地域要望につきましては、今現在のところ、総務部の企画を窓口として、それぞれの内容に応じて所管課に回付しながら、その要望について検討されているところであります。

今、御質問ありましたように、飲料水について言えば、例えば、上下水道課、環境生活課、畜産林務課、経済建設などが関係する可能性もありますことから、更に、財源についても財政課の判断を仰ぐこともありますから、これについては、菅原委員からの御提言のように、市民の方がどこに相談していいかわからないことや、たらい回しになる可能性もありますことから、今後は1カ所での対応が可能か検討をしてみたいと考えております。

次に、朝日町の利用組合施設に町で助成、補助をしていたということでありますけれども、これは土別市の成美地区でも同じような助成を出しております。この背景につきましては、それぞれ当初は個々の地下水などで水対策を行っていたんですが、例えば、成美地区の場合につきましては、道が行う河川改修によって、その地下水が枯れてきたと。逆に、朝日町の6施設

につきましては、米の生産調整に基づく畑作転換により、地下水が下がるなどから、この湧水や水質悪化対策が必要となっております。その地域全体の飲料水の水対策として、国・道、あるいは市、それとあわせて受益者の皆さん方から費用負担をいただいて実は建設した経緯あります。こういった意味からも、今の利用組合施設の基幹的施設、浄水場ですとか、配水管ですとか、そういうものの補修については、市が負担をしている実態にあります。

それと、何軒あったら水道を引くのかという御質問でありますけれども、基本的には水道事業に、簡易水道も含めて給水区域内につきましては、個々の要望には応じていない実態にあります。ただし、地域からの要望があった場合には、先ほどの申したとおり、全庁的にその要望に対して水道を引くことがいいのかどうかという判断のもとに、現実的にはその地域の要望にこたえて水道管を新設した区域もございます。

それと、費用対効果という問題でありますけれども、原則、この理屈につきましては、水道事業、企業会計の部分でしかこの費用対効果というのは実際は考えられません。簡易水道、旧簡易水道地区などにつきましては、当然ながら、コミュニティの規模が小さいですから、とても料金収入で賄えるような水道ではございませんことから、これにつきましては、簡易水道で使われている方々の給水料金、水道料金ですね、それにあわせて一般会計からの繰り入れで経営をしている実態でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 極めて役所的な答弁しかもらってはいないんですけれども、その朝日のことだって、これ飲料水ですよ、これ。飲料水の升の整備をしたんですよ、今まであったものを。だから、こういうことが山間地域で、例えば3軒なりあった地域にやられているわけですよ、実際には。だから、そういう相談が、例えば、地域要望があったら云々と今おっしゃっていたけれども、やっぱりこういうのを前向きに考えていただかないと、水の確保をするのには個人のお金でやるのはいいけれども、その前段の段階で水は自分持ちです、個人の責任ですからと、そういう扱い方では、やっぱり困ってしまうんですよ、これは。最低限ここに住むため、土別に住みたいという人の条件として、水なくてどうするんですか。それが市の方が窓口いっぱいあるから、あっちへ行きなさい、こっちへ行きなさい、そして、最後には水は自分持ちですからと、そういう言い方は決してないように、今後ぜひこのことの取り組みをきっちりしてほしいなと思うわけであります。

さっき企業会計のお話出たので、将来の上下水道の利用料の上昇が、今施設整備に伴って資本的支出が今どんどんされていると。そうすると、人口も少なくなる、利用水量も少なくなる、そういう状況下で売上がどんどん落ちていくから、要するにマイナス要因が出てくるから値上げが予測されるんだけど、将来的にはその水に対する展望はどうか。

委員長（神田壽昭君） 西野課長。

上下水道課長（西野英二君） 水道料金の今後の見通しの御質問がありました。平成22年度末の

決算では、単年度で3,067万円の純損失が発生をしましたがけれども、累積欠損金や不良債務が発生していない状況であります。しかしながら、今、委員がお話のように、今後、人口減少などにより給水収益の減少とか、浄水場とか配水管の更新事業などにより、建設材料費が増加を見込んでおります。こういった観点から、現在の水道料金について推計をしたところ、平成28年度には料金値上げの改定が必要となる見込みとなっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） やはり28年、あと5年ぐらいすると、施設整備が大体完了だと、そうすると、当然のように企業会計が成り立たないから値上げが予想されると。この時点で、今何%云々と言われても試算もできないでしょうし、いずれかの機会に、また、このことはお伺いすることにしますが、どうか負担が増大しないように、少しでも抑えるようにお願いしたいと思うところであります。

それから、最終的にこの問題について、特に、先ほどから水の問題について、山村地域、山間地域、いろいろな農業に使う水、工業用水とかいろいろあるわけですがけれども、水に関しての個人がやっぱりここの町で住んでいくためには最低要件でありますので、設置支援や、あわせて水の水質検査等々も指導していく必要あるんでないかと、個人で水は自分持ちだとおっしゃっている土別市ですから、そういう金は出さないでしょうから、せめて水の検査は定期的にして、やはり地形変わってくるわけですし、天候によっても変わってくるという状況から考えると、街の中に、管路の中にお世話になっている人だけが安心して生活できる環境ではなくて、どこに住んでいても、市内に住んでいる人が平等にその恩恵をこうむられるように十二分に努力してほしいなと思います。

これで水道のほうを終わらせていただきます。

時間ないものですから、次の問題簡単に、あと10分で終わらせます。

それでは、次に、保健福祉部所管のコスモス苑と桜丘荘の収支と運営課題に取り組んでいる対策についてをお伺いします。

過去3年間の推移を見てみると、コスモス苑、平成20年マイナス3,400万円、21年2,900万円、22年6,000万円の赤字。一方、桜丘荘、20年5,100万円、21年6,100万円、22年6,300万円というように、毎年赤字額がそれくらいずっと設立当初から来ております。その原因、要因は、では何ぞやというふうになると、やはり直営事業なので、ここにお世話になる、入所される方の収入が極めて低い段階で抑えられている。民間の事業所から見ると、半分ぐらいのところもあるわけであります。そういうのが1つの料金収入が少ないと、そういうことが大きなまず理由。

それから、ならば、そういう形態で生活困窮者、あるいはまた、年金受給者の低年金受給者の人たちに利用される施設としては、これはなくてはならない施設なわけですね。ですから、収入はある程度抑えられてしまう、そして、市の持ち出しもあるんだろうとは思いますが

ども、では、一方では、その経費、支出部門に、役所のほうでいくと、歳出でいくと、その経費をやはり抑えていく以外にないんだろうなと。そしてまた、努力していただかなければいけないというふうに思っているんですね。

私的には、土別市立病院の赤字がいつもクローズアップされて、みんなわいわい騒いで、そして、この議会でも討論されていますが、この両施設についても、毎年このくらいの赤字がずっと改善計画されないで来ているということは、やはりこれでいいものかというふうに思っているんですよ。こちらのほうも大きな問題なんだろうと思っているんですね。ですから、その背景にはやはり経費の、支出経費の見直しや食材等の一括購入、そういういろいろな意味での節減対策をされているのかと。それからまた、介護職員の施設内の人件費の削減はどうされているのかと。

もう時間ないので、一発で行きます。それから施設管理者、所長ですね、所長は部長職の方でなければできないのかということなんですね。そしてまた、その部長職は両方の施設にそれぞれ必要なのかということです。一方は課長職みたいですが、

要するに、削るところは、節約するところは一般管理費しかないというふうに私は思っておりますが、そういう節約とか、削減するための内部協議とか、あるいは保健福祉部全体でこういう施設に対する節減対策というか、経費節減対策とか、そういう努力をしていることがあればお聞かせください。努力はしていると、数だけでも。

委員長（神田壽昭君） 池田桜丘荘所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） お答えします。

支出経費の見直しにつきましては、光熱水費において、入所者の生活に直接影響とならないよう、利用していない照明を消したり、暖気時には暖房をとめるなど行っております。また、給食材料費につきましても、入院者や短期入所者の数を事前に把握し、食材発注の無駄をできるだけ出さないように努めており、今後におきましても、きめ細やかな管理に努めてまいりたいと思います。

更に、米、野菜、肉、魚などの食材の購入につきましては、コスモス苑、桜丘荘が個々に発注するのではなく、食材費が安価となるよう、両施設まとめて業者に見積もり合わせを行い、購入先を決定し、購入経費の節減に努めております。また、これらの食材の購入に当たっては、ラブ土別・バイ土別運動の観点からも、地元から購入可能な物については、極力地元の商店から購入いたしております。

続きまして、介護職員等の施設内人件費の削減対策等についてでございますが、入所されている方々への食事、入浴、排泄などの行き届いたサービスの提供が必要なことから、両施設ともに国の基準を上回る人員配置として対応しております。しかし、これはサービスの低下を招かない必要最低限の人員配置で努力しているところであります。また、正職員が定年等で退職した際には、その後を必ずしも正職員で補充するということではなく、嘱託職員、非常勤職員での業務対応が可能な場合には、そのような職員の採用により人件費の削減に努めております。

なお、介護等の業務については、班を組んで対応しておりますが、その班の職員全員が嘱託職員等になることがないよう、その班に核としての正職員を配置し、そこに嘱託職員を組み合わせた体制で業務に当たっております。

私のほうから、以上、2点御説明申し上げました。

委員長（神田壽昭君） 谷口コスモス苑参事。

コスモス苑参事（谷口幸大君） 私から、一般管理費の節約、削減するための協議や努力などは行っているかという御質問にお答えいたします。

一般管理費の節約、削減のための協議や努力についてであります。生活、調理などの各スタッフごとに、光熱費や調理の際に食材の無駄を出さないといったことなどの経費節減とともに、また、調理器具や業務用洗濯機、さらには入浴用の特殊浴槽等の設備備品などを大切に扱うなど、故障を防ぐといった経費節減などについて、スタッフ会議で常々協議いたしており、また、これらの節減対策が適切に励行されているかどうか適宜職員会議、スタッフ会議等の際に点検、協議をいたしているところであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今言われたようなことは一般的なことで、当然やっていただかなければいけないし、これからもそういうことを頻繁にやって、職員、スタッフ、それぞれ同じ認識のもと、サービスの低下にならないようにしていただかなければいけないのはもちろんであります。

そこで、職員の構成をちょっと見てみると、桜丘については、正職が15名、そのうち50代が7人、パートが21名、合計36名で運営されています。コスモスのほうが、正職が13名、50代が3人、それからパートが46名、全部で59名、非常に人数は介護保険法等々で決められていますので、人数は延べでいくと、このくらい必要だとは思うんですね。

私的に言うと、この施設やはり一番大きな問題は、人件費をいかに抑えていくかということしかならないような気がしております。問題解決のために、ぜひ今後この施設を利用者に、サービスの低下がならないようにと、あわせて低額でできるだけ抑えた中でここに入っていたかくということ今直営の時点ではしていかなければいけないわけですね。しかしながら、こういう状況では困ると、なので毎年の経営計画をどういうふうに改善していつているのか、保健福祉部長を筆頭に、そういう会議はされていると思うんですけども、いま一度考えていただいて、公務員だということの考え方が浸透し過ぎて収支の不足とか、そういう問題に関しての解決するための努力はされていないのではないのかと。そして、それがまた、スタッフ全員にそれが浸透していないのではないのかと思うんですね。そういう運営に対する感覚が麻痺しているというふうに私は思っています。

ですから、今後の施設運営、先ほど話したように、経営計画といいますが、運営計画等を改善すべき計画案をどういうふうにやっていくのか。そしてまた、将来の方向性として、以前

にもお話されている委員からの質問もあるわけですが、直営事業から民間への移行も極めて早い時期になるのか、あるいはそういうことを前向きに考えていけるのか、やっていかなければいけない時期が来ているような気がしますので、保健福祉部長から総論的なお答えをいただいて、二、三分でお答えできませんか。終わりますので。

委員長（神田壽昭君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） まず、今、経営感覚は少し麻痺してきているんでないかと、やっぱりしっかりしたその運営を、施設運営を行っていかなければならんということであります。

まずは、多くの入所者の方々が両施設とも御入所しているわけであります。本当に自分の家で生活をできるといった、そういう行き届いたサービスをまずしていくと。まず、そういったことを基本として運営には当たっております。そういう中で、その収支不足の関係というのが、やっぱり発生をしております。

それで、まず、その収入の部分については、例えば、桜丘荘なんかにいたしましても、常に満床といったような状況にはなっていないと。ですから、ここら辺について、このやっぱり、満床にしていくということは、どうしても入退院があって、そういったところは満床ということにならなくても、それを除いては、満床に常にしていくんだということに心がける。そうなりますと、そういった市内にも、その高齢者の方々と、その接する方、関係者がおりますので、そういった方に、今の施設もあいておるといいですか、そういった啓発をしていくと。あるいは、特に、桜丘荘あたりは、この辺になかなかないんですね、この管内には。ですから、市外にも呼びかけてやっていくと、そういったことでいって、まず収入を高めていくと。

それから、経費については、これはもう管理費、人件費あるわけでありますけれども、ここら辺については、職員の中でも、現場の職員なんかは各スタッフにおいて、いろいろなこういったところを節約しようとか、そういったことがあるんですから、常時そういう話をしているんでありますけれども、本当にそこは日常的なことなものですから、無駄の出ないような、そういった支出に、細心の注意を払うといったことが必要かなと、そういうふうにして、この収支のことに关しましては、毎日のことでありますので、本当にその計画的、恒常的に運営収支を実行していくと、心がけるといったことが、この改善に少しでもつながっていくんではないかなと、そんなようなことでちょっと総論的なものですがけれども、考えております。

このためには、やっぱり施設の職員一人一人が本当に自分たちでその施設をよくするんだといったやっぱり心構え、そういうようなものをしっかり持ってもらうということが大事だと思っております。そんなことで、今、菅原委員から、その経営感覚が麻痺しているんでないかということでありますので、私もそういった経営感覚を持つと、そうしたことによって、職員に対しても助言をしたり、また、その協議を適宜する中で施設の運営に当たっては、一生懸命当たってまいりたいと思っております。

それと、今、民間への移行ということなんでありますけれども、そういうことで、直営で、こういった形で運営に当たってまいりたいというふうには思っておりますけれども、やっぱり、

今日的な社会情勢でありますとか、市の全体的な収支不足も続いております。そういう状況を見たり、それからやっぱり、経費節減を見込むというのは、やはり、いろいろ道内、国内においても民間への移行というのが結構増えてきているんですけども、民間の施設への移行というのは、検討をしていくことが必要ではないかと、そんなふうに思っております。

それから、そのほかには、この民間委託することの利点というのは、民間のノウハウを生かしたサービスとか、業務の実施とか、特にやっぱり、施設長さんあたりは長い間従事をしていて、いろいろ明るいということで専門的な知識もあると、そうなってくると、施設が全体的に職員に対してもそういったことが浸透していったレベルが高いといったようなメリットもありますので、このことについては、ただ、一方では、今そうなりますと、この市の職員もおるわけですので、その方々の今後の処遇ですね、あるいは、どういったところに果たして民間移行していくのかといったような課題もいろいろとあるものですから、そこら辺を全体的にとらえて考えていかなければならないと思っております。これについては、今、自治体運営改革会議の中で、いろいろな施設について、そういったことを検討しておりますので、その中で今後検討いたしてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大変な問題が山積みされているこの福祉施設であります。どうか保健福祉部長、最後の年でもあるので、あと5カ月あるので、一生懸命頑張ってください、何とかこの経営改革にかかわる道筋をつけて退職していただければなとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時07分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 質問項目の中でも、2番目の生涯学習情報センターについては、これは時間の関係もございますので、できれば款別審査のほうに回したいと思っております。

初めに、各種健診事業についてでございます。

成果報告書の中でも随分と健診の関係でははっきりと載せておられて、成果報告書の33ページにも、予防費の中では随分と健診の結果が、あるいはワクチンの関係だとか出ておりますけれども、そのほかに各種健診をやっておりますけれども、これらのほかに、ここに載っているほかで、各種の健診というのはどのようなものがなされているのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 粟根市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

各種健診事業につきましては、成人病健診と集団健診という分類で行っておりまして、成人病健診につきましては、主なものとしては、国保ドック、総合健診これは市町村職員共済の健診であります、総合健診を行っております。それから協会けんぽで実施しています成人一般健診、そのほかには当院のドック健診というものもございます。そのほか、いきいき健康チェック健診がありまして、これについては特定健診と併用して行っている健診であります。

集団健診といたしましては、大きなものとしては、特定健診、それから職場の健康診断ということで実施をしております。あと個別的な健診といたしましては、脳MRI検査というものもございますし、乳がん検診、あるいは子宮がん検診も行っています。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 各種健診の中で、疾病の発見率といいますか、そういうものというのは大体何%ぐらいの発見率になっているのかということと、そういうふうに疾病が見つかった場合といいますか、疑われるような場合だとかという、現在いろいろなランクがあると思うんだけど、医者に診てもらうんでありますとか、そういういろいろなことがあると思うんだけど、これらについては、どういう指導が行われて、それが市民の皆さん方に、関係者の皆さんにどんな形で知らされることになるんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

まず初めに、健診結果の御質問でございますが、例えば、成人病健診についてですが、先ほどお答えの中で件数等々について答弁しておりませんが、成人病健診センター総体で2,365件の健診を行っております。その中で、判定といたしましては、AからGまで7区分で判定をされております。ランク的にAというものは異常がないという区分なんですけれども、今御質問にありました疾病、病気の関係ということでございますから、そのランクで言いますと、判定でいいますD判定、これが治療を要するものであります。それ以下に、E判定で治療を継続するもの、Gで精密検査を要するものという区分に分かれておりまして、それらのD以降の率について申し上げますと、成人病健診で、これは人間ドック等々が中心なんですけれども、1日15名枠を定員として実施していますが、その中で言いますと、D判定を出されたものが件数にして26件、率にして1.1%であります。それからE判定とされた者が22年度についてはありませんでした。それからG判定で精密検査が必要と判定された件数であります、22年度で1,365件、率にして57.8%であります。

それから集団健診の対象者、この件数につきましては総体で2,666件の健診を行ったわけですが、その中のD判定を出した方については、22年度はいませんでした。E判定とされた件数は2件で、率にして2.6%、G判定と診断された件数は21件、率にして26.9%でありました。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） いろいろな各種の健診、こうやっているんだけど、初めに、この健診については、目標はこのぐらいに、市民の対象者が何人で、目標はこのぐらいにしようというふうにして目標を決めてやると思うんだけど、その目標の数値を決める基準、それから、それに対して目標を決めた後の実施率、健診が行われた実施率との関係ではどんなふうになってございましょう。

委員長（神田壽昭君） 佐々木市民部参事。

市民部参事（佐々木幸美君） 土別市国民健康保険の特定健診に限って、私のほうから人数等の部分を説明させていただきたいと思います。

まず、21年度及び22年度の国保被保険者に対しましての特定健診の実施状況でありますけれども、まず、21年度であります、40歳から74歳までの特定健診対象者が4,771人いる中で、このうち受診を済まされた方は1,682名、特定健診の受診率といたしましては35.3%となっております。また、22年度につきましても、特定健診対象者が4,662人、このうち受診された方は1,678人、受診率のほうは36.0%となっております。こちらは対前年度実績に対しまして0.7ポイント増と、わずかではあります伸びている状況となっております。

土別市国保は各年度数値目標のほうを立てて実施いたしておりますけれども、本市の健診の実施状況ですけれども、21年、22年ともに、国平均、道平均をいずれも上回ってはいるんですけれども、21年度目標受診率40.5%、22年度48.7%、こちらはいずれも下回る状況になっております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） やはり健康都市宣言をしている土別市でございますから、早期発見、早期治療、これは本当に求められると思うんですね。それで、健診業務におかれても、目標のその、特定健診なんかあれでしょう、60%というような目標を掲げたりしてやるわけだけども、これやっぱりなかなかそこまでいかない。今のやつでも40%とせいぜい言うわけだけども、これを本当にそういう市民に徹底して、そして目標率に近づけて、それにやっぱり、それが市民のためになるわけだから、そのためにどんな努力をなされているのかということはいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 佐々木参事。

市民部参事（佐々木幸美君） まず、受診率の向上対策といたしまして、毎年、各年度の実績を踏まえまして、受診率引き上げのための新たな取り組み等を加えて実施しているところですが、まず、現在の主な取り組み状況といたしましては、22年度では、まず国保人間ドックの定員を300人のところ400人、100人増という形で、健診環境の拡充を図ったところであります。

また、地区別受診状況、受診率のほうを把握いたしまして、受診率が低調な地区、こちらを

年度の重点勧奨地区と位置づけまして、訪問だとか電話による受診勧奨、こちらのほうを実施しております。また、健診時期の調整なんですけれども、22年度まで、いわゆる周辺地区につきましては、例年春から夏にかけて実施しております、農繁期と十分重なるようなところがありましたので、今年度、農作業が幾分落ち着きます10月下旬、24日から11月中旬にかけて順次日程を設定して、市民の方がより利用しやすい時期として一定程度の効果を見込んでいるところなんですけれども、この日程による受診結果をもとに、また、次年度以降の時期の調整を行っていかねばならないとは思っております。

また、今年、がん検診と併用健診ということで日程のほうを設定いたしまして、特定健診とがん検診、同日で受診できるような併用健診日を設定いたしまして、市民の方がより効率よく受診できるような体制づくりを実施しています。

あと人間ドックの償還払いを実施したんですけれども、士別市国保の人間ドック受診医療機関なんですけど、成人病健診センターと鍋島医院さんで健診のほうを実施しておりますけれども、士別市以外、十分、以前にかかりつけ医が、士別以外の病院でかかりつけ医に健診を受けられているようなケースもありますので、士別市以外の医療機関で人間ドックを受診されている方、こちらについては、国保では健診データのほうを把握できないような状況になっておりましたので、今までどうしても受けてはいるんですが、国保としての把握上、未受診者という扱いにどうしてもなっておりましたので、その方たちには必要に応じた保健指導が行き届かなかったという部分もありました。それを充実させるために自己負担額の一部、特定健診相当分となりますけれども、5,880円、こちらを自己負担の一部を助成することにして、今年、今年度ですけれども、既に27の方が利用されておまして、費用助成を行っているところであります。あわせてデータ管理のほうも実施しております。

次に、事業所健診の検査結果を提供していただけるケースのほかに、また、個人の治療にかかわる検査結果を提供していただきまして、経年管理をしながら保健指導の度合いに応じた支援を行っているところです。また、未受診者対策につきましても、今年度は6月から順次、新規特定健診の対象者、40歳到達者に受診勧奨のほうを進めまして、また、過去に受診歴のある方、今年度まだ受診されていない約1,100名の方、はがきによる受診勧奨を実施しましたほか、20年度以降、全く未受診者がいらっしゃいますので、その方が約2,000人おられますので、この方につきましては、保健師と国保担当職員が地区割をかねまして、個別訪問をしながら受診勧奨を今行っているところです。このうち重点地区、こちらには特に夜間を含めた電話勧奨だとか訪問勧奨、また、チラシの配布、電話による受診勧奨を行いまして、特に、周辺地区の方につきましては、地区の健診日の前に一定期間費やして、その訪問の形で受診勧奨のほうを行ってまいりました。

あと旭川市医師会による健診日程なんですけれども、中央地区の会場としまして、今年新たに日曜日の健診日を1日増やしていただきまして、成人病健診センターの日曜日枠を含めまして、3日間日曜日健診を確保しまして、平日の受診が困難な方、こちらの方に利用していただ

くような形もっております。

あと予約の必要な、例えば成人病健診センターは予約、全予約制なんですけど、この予約の必要な方、多忙なためについつい申し込みができない、そういう方につきましては、ファクスでの申し込みも可能という形で今年から対応していただきまして、受診率向上に向けた取り組み、以上のようなものをあらあやっております。今後におきましても、1人でも多くの方に健診会場に足を運んでいただきまして、健診機関とともに調整をかけながら、また、受診率の高い保険者などの実施方法などを勉強しながら工夫を重ねて受診率の向上に努めていきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そこで、市民の一人一人のいわばその健康台帳といいますか、あるいは先進地なんかでは健康管理カードというようなものを市民を対象にしてつくって、この人のやっぱり病歴から何からがすぐわかり、そして、すぐ医療機関にもそれらのことがやっぱりわかるという、そういうシステムがつくられているんだけど、土別で、以前も私取り上げたことはあるけれども、こういうものをそろそろやっぱりつくり上げて、市民の健康管理のために市が一層の努力を払われるお考えはないのか、この点はいかがでしょう。

委員長（神田壽昭君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 今、委員からお話のありました全市民の健康管理を一括して管理すべきというお話で、前回もお話のあった部分でございますけれども、今年になりまして、電算会社のほうからも、こちらからコンタクトをとりまして、いろいろシステムについて研究を始めたところでございます、今研究している最中でございます、今後は導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

更に、現在、特定保健指導の該当になっている方につきましては、保健センターのほうで、個人1人ごとに、1人ずつ経年分、4年分、5年分含めて紙ではありますけれども、あるいは一部パソコンの電算システムに入っておりますけれども、そのようにして管理しているところではありますが、社会保険等の市民の方々の分までは、まだ情報を一元化できているところではございません。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、手がけているということでございますけれども、ぜひこれは実現して、健康都市宣言にふさわしい市民の健康管理のために一層の努力を払われるように心からお願いしておきたいと思っております。

次に、各種団体に対する補助金についてでございますけれども、1つは、北拓フーズにかかわる補助金でありますけれども、この北拓フーズの経過と、それから補助金の支払い、支払った経過、更にまた、これにはありますよね、条例の中では3年以内の操業の中止、あるいは廃止については、助成の措置を取り消すことになる、こういうふうになってございますけれども、

これらに抵触する事態は起こっていなかったのか、この議会でも若干取り上げて、そういう事態になったときには補助金の返還もあり得る、こう答弁をされておりましてけれども、この22年度の決算議会でございますけれども、22年度の北拓フーズに対する、21年、22年も含めてですけれども、取り扱いはどのようになされてきたんでしょう。

委員長（神田壽昭君） 竹内商工労働観光課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

北拓フーズにつきましては、平成22年12月31日をもって休業したところでありますが、その以前に、休業についての御相談もございまして、その後、離職者に対する取り組みもハローワークと一体となってやってきておりますし、その後いろいろな状況について検討をしてきたところであります。これまで補助金等を21年度に北拓フーズの増設に伴う九十九工場の事業所設置補助金、それから建設用地の補助金、それから新規雇用者等の補助を行ってきておりますが、用地の部分については、まだやっておりませんが、そういった補助をやっておりまして、その間、事業としては一定の雇用数も図れたということで、その成果はあったと考えているところであります。

それから、今回、現状、今休業しているということでもありますけれども、補助金の返還という部分につきましては、これは、補助金の返還につきましては、企業立地促進条例及び同条例施行規則に基づきまして対応してまいるところでありますけれども、現状では休業という状態でありますので、今後どのような進展結果になるかを見きわめまして、その時点で企業立地促進条例及び同条例施行規則の規定に基づきまして補助金を返還するかどうか判断をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今、北拓フーズが休業しているんだと言うけれども、もう随分なりますよね。今年も全然休業のしっ放しですよ。再開の見通しというのは立てているのかどうか。実際にはその方たちというのはそういう努力をしていらっしゃるのかどうか、この点いかがですか。

委員長（神田壽昭君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

北拓フーズの経過につきましては、ただいま課長のほうから御説明いたしたところでございます。22年12月31日をもちまして休業ということで現在そのままの状況でございます。ここに至った部分、経過からいたしますと、その代表者の方にお聞きしますと、22年当時、大根が極めて不作だったということで、原料供給をほかに求めたことによる資金の関係、さらには旧デージー工場取得に際する設備投資に資金を要したということで、結果的に22年12月31日をもって休業、これに至る部分からすると、相当な債権者、さらには金融機関等の債権が残っているかと思っております。これらにつきましては、今後どういう展望なのかということにつきましては、当然北拓フーズさんと債権者の中で基本的な精算に向けた話し合いが行われるかと思

ますけれども、その情報については私どもまだ承知していないところでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） どだいですよ、平成22年12月31日に休止をしたと言っているながら、そうすると22年度の補助金229万5,000円、あるいはまた、雇用の関係で150万補助出してございますよね。これは、しかし、その年度内を確実に経過もしないのに、なぜこんなことが行われるんですか。あなた方のあれでしょう、企業立地促進条例、ここの第12条、こう書いてあるでしょう。操業等を開始した日から3年以内に操業等を休止し、もしくは廃止したとき。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。

だから、そうであれば、操業開始してから3年以内にもう、休止もしくは廃止でしょう。休止はしていると言ったけれども、廃止みたいなものでしょう。そうしたら、どんなやむを得ない事由があったんですか。これには火事で焼けたとか、あるいは自然災害の地震に遭ったとか、そういうものがやむを得ない事由だというふうに私は考えるんだけど、どういうことがやむを得ない事由で補助金を払っているんですか、経過もきちっとしていないのに。この点ははっきり答えてください。

委員長（神田壽昭君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

ただいま斉藤委員がおっしゃいましたこととございますけれども、やむを得ない事由という分ですが、条例の施行規則のほうに、第12条第2項、第3項、ただし書きの規定については、次のとおりということで3号掲載されておまして、1つは、今、斉藤委員が言われたように、災害の、操業の継続ができなくなった場合、それから経営の悪化により倒産したときと、それから第9条第7項に定める協議、これは事前に廃業をするといった場合には、事前に市長に協議して、その上で市長がやむを得ない事由があると認めるときとなっております、このやむを得ない事由という分につきましては、先ほど部長から申し上げましたとおり、その経営上、原材料となる大根が予定どおり納品できなかったと、その原材料の高騰による、そういった明確な原因があったということで、これはやむを得ないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それは経営者の判断の誤りでしょう。やむを得ない事由でないでしょう。経営責任が問われる問題ですよ。そういうことであれば、一般の企業の皆さんがそういうことをやって、こういうことだったから、原料がちょっとあれたから、それで資金行き詰まってだめになったと、だからやむを得ない事由なんだと、どこにでもそういう事由だったらつくんでありませんか。なぜあなた方はそういうふうにして、そういうことを言って条例に完全に反しているでしょう。あなた、これは市の憲法でしょう、条例というのは。なぜその条例に基づ

いて、そういうきちっとした対応をとらないんですか。何かあるんですか、あなたたちと、この北拓フーズの関係。何か今聞いていても、そんなことで納得せと言って納得できるものではないでしょう。これはあなた職員の処分問題かね、市長だってどう考えるかという問題なんですよ。これもちょっと、あなた方北拓フーズと、このことについて、したらですよ、運転資金とかは焦げついているでしょう。これらについてだって、運転資金は幾ら焦げついているんですか。特別融資では632万6,000円まだ残っているでしょう。あるいは運転資金では217万8,000円残っているでしょう。これらは聞くところによれば、保証協会ですつは代位弁済されたということを知いたんだけれども、これらも残っていて、結局は市が負担することになってくる、こうなるんではありませんか。この点はいかがですか。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 改めてお答えさせていただきます。

21年度の北拓フーズの事業所設置補助金につきましては、21年の操業開始時点で補助金の交付を決定しております。そこで、21年度につきましては305万9,000円、22年度につきましては229万5,000円、本来、事業を継続されておりますと23年度につきましても交付となるわけですが、23年度につきましては休止ということで、これについては交付しておりません。

それと、新規雇用者の関係でございますけれども、これは5名分交付しております。新規雇用につきましては、操業開始した年の1年経過後に、その新規雇用の事実があった場合には助成金を出せるという制度になっておりますので、あくまでも操業開始した21年度、1年経過後の22年度に5名分、150万円を補助金で支出しております。

もう1点、融資の関係で、今お話がございました。特別融資金につきましては、融資金額1,000万円に対しまして、今、委員お話のとおり約630万程度の残債がございました。これにつきましては、本年9月22日をもちまして、保証協会のほうによります代位弁済という形で処理されております。

あと、もう1本、運転資金、店舗改修資金につきましては、融資金額500万に対しまして、残が217万8,000円ございます。これにつきましては、金融機関さんに回収のほうをお願いしておりますけれども、最終的に回収が困難な場合は、連帯保証人のほうにその回収を求めるところでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1つは、連帯保証人は市から見て支払い能力のあるしっかりした会社なのか、人なのか、この点が1つ。

それから、22年に229万5,000円払ったと、そうでしょう。だけれども、休止になったのは22年12月31日だとさっき答弁したではありませんか。3月31日まで休止もしないで来ていたというならまだしも、途中で休止になっているにもかかわらず、その補助金をなぜ出さなければならなかったんですか。明確に教えてください。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） ちょっと22年の交付時期については、ちょっと今調べますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

それと、運転資金の抵当権者に関しましては、武徳町内に居住します事業者の方ということでございます。ちょっと個人名については、ちょっと明らかにしないほうがいいと思っておりますので、武徳町内で営業されている事業者ということでございます。

委員長（神田壽昭君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） それから、今、運転資金の関係についてでありますけれども、6月末現在では217万8,000円ということではありますが、9月の段階までは返済が、償還が済んでおまして、金融機関に入った情報によりますと、保証人から年度内に何とか完済する予定というふうに聞いております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

平成22年度の補助金の申請が9月8日にごさしまして、9月16日に支出いたしているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 結局は12月31日に休止したけれども、補助金はもう9月に払っていたと。

これはどういう補助金の支出の仕方をするんですか、これは。やはり補助金出すのに、そんな途中から補助金を出すものなんですか、この点はいかがなんでしょう。だって、来年の3月30日、9月ですよ。4月から始まって、まだ半年もたっていないうちですよ。それでどうなるかもわからない、それを見きわめもしないで、そんなに早く補助金を出してしまうものなんですか、この点いかがなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

操業開始の届け出が平成21年7月17日だったので、1年後ということになりますと、22年7月17日ということになりますので、その後の9月ということでございますので、一定のその期間が要したというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 普通は補助金の交付、何もその9月で操業してから1年たったからすぐ出したんだと言うけれども、普通、補助金というのは単年度決算でしょう、市だって。そういう場合に、何回かに分けて出して、最終的のいわばその補助金交付というのは3月ですよ。全部1年間の見て、保育所なんかでもそうでしょう。そういうふうにしてやっていらっしゃらないんですか。財政課長、あんた、昔財政部でやっていたからよくわかるでしょう。その補助金の、

市民部長、財政課長でないね、失礼。どうですか、市民部長。

委員長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 今、私が答えることでないのかもしれないですけども、通常の運営補助金等につきましては概算払いして、ある程度の実績出て、最終的に払うというような流れになると思うんですけども、事業所設置補助につきましては、企業立地促進条例に基づいて、それに該当した時点で事業費何%のうちの何割というような決め方をします。その時点で交付が決定されて、それを3年間で払うということで、それは債務負担行為をとって、一応議決になっているということで、基本的には分割で補助をするみたいな格好になっていますので、交付する事実は、その該当になった時点で出ています。

それで、各年度の部分については、事業所のほうから請求というか、請求が来れば払うことになるわけですけども、それがいつの時期に請求ということまでは定められていないと。ただ、それが途中で、3年で払うと言っても、1年目で例えばやめてしまったとか、そういうことになると、それは該当する、しないという問題はまた別問題になりますけれども、補助金を出す根拠というのは、つくった時点で根拠は出ているというような状況になります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） だから、それはそういうふうに出すときはそうでしょう。だけれども、先ほどから申し上げているように、操業を開始した3年以内に操業休止、もしくは廃止したときは、これはもう返還しなければならんと、こうなっているわけですよ。なぜ条例に基づいた措置をきちっととらなかったんですか。さっきからやむを得ない、やむを得ないと言うけれども、やむを得ない事由に当たらないと思うんだけど、この点はちょっとはつきりあなた方、正直に教えてください。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 委員のほうから補助金の返還の関係でお尋ねでございます。

お話のように、条例第12条では、指定及び助成措置の取り消し等という規定でございます。この中で、第3号で今お話のとおり、操業等を開始した日から3年以内に操業等を休止し、もしくは廃止したとき、それ以降に、ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。これにつきましては、施行規則のほうで、第2号で、経営の悪化により倒産したときは、このただし書きの規定ができるということで、現在、休止中ということなものですので、ここの補助金返還の求める、求めないについては、最終判断には至っていないということでございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは余りにもあんた見え透いたやらせでないの、これ。結局、わざわざ休止をしてやって、結局、お金はこっちでもらわないでもいいんだと、休止だから。そして、いつまで続くか、あんたの定年終わっても、まだ休止続けているかもしれないんだよ。どこでけじめ、したらきちっとつけるんですか。それは休止なら休止の条件というのは、それは永久

に休止でもいいんですか。それどうなんですか。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 市のほうでは条例に基づきまして補助金を交付しておりますけれども、当然、債権、債務の関係からすると、当然、金融機関等が一定の時期にそういった清算の手続には入るかと思っております。春先には一たん弁護士が入って、その清算という話も聞いておりましたけれども、一たんその話もなくなりまして、いまだ金融機関さんも、その状況の推移を見ているということと聞いております。そういった、この会社が、いわゆる倒産するのか、まだ継承するのか、その時点になってみないとちょっとわかりませんが、その方向が出た段階で私どもとしても、その判断をいたさなければならないと思っております。あわせて、道の補助金についても、休止ということで現状見きわめているという状況でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうしたら、保証協会が休止であるにもかかわらず、代位弁済してもう銀行に払ったと、こうなっているんだけど、この保証協会というのは、したら間違っているということなんですか。結局、代位弁済で、保証協会がもう、保証協会づけの保証なんですから、もう払ったというわけですよ。これはもう倒産だと見なしたから、取れないということだから保証協会が支払ったということの意味しているんでないですか。この点いかがですか。もしわからないんだったら保証協会へ聞いてください。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 現状、市ではそこまでは確認していない状況でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 申しわけありません。保証協会の契約の中で、支払いが3カ月おくれた場合について、保証協会と金融機関側との規定によって、その段階で代位弁済するという判断だそうでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） いずれにしても、私やっぱり条例にのっとり、そういうふうにしてきちっとそのけじめはけじめとしてつけておかないと、何かそのただし書きにあるようなことで、市長がやむを得ない理由があるときなんていう、そんな逃げ方をして、行政がやっぱりはぐらかしていくというようなことは、土別の市政の運営にとっても、これはいけないと思うんですよ。だから、私はそういう意味では、この北拓フーズの問題のみならず、市政全般についても、あるいはいろいろなその融資制度の問題でも、これからも起こってくるであろう問題抱えていると思うんだけど、このことをしっかりとした教訓にして、今後進んでいられるのかどうか、責任ある答弁を求めたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 企業立地促進条例に基づく助成につきましては、今まで経済部のほうから御説明があったとおりでございますけれども、この条例の規定によって、例えば、設置になるのか、増設になるのかといったような判断の場合には、道の企業立地促進条例、道の同様の条例と同じ考えのもとに進むということで、従前から道と同じ打ち合わせをしながらやってきたということもございまして、今回の補助金につきましても、このような状況のときにどのように扱うかというのは、一定程度打ち合わせてきたという状況はございますけれども、ただ、斉藤委員おっしゃられたとおり、条例というのは私どもの法律でございまして、私ども単独で判断しなければならないというのが大原則でございますので、そういったその判断がしっかりできるような要領、要綱、規則も含めて、もう一度再点検をしながらいきたいと思っております。

この問題につきましても、ただ、休止ということで、状況を眺めておるとい状況ではございませんで、逐次どのようになったかという情報をとっているわけでございますけれども、今御指摘もございましたとおり、ではいつまでなんだというような話もありますので、また金融機関、あるいは、これも道とももう1回調整しながら、我々なりの判断をしっかりとしていきたいと思っております。

また、融資制度等々について、いろいろ不測の事態といったものが出てくることがあると思っておりますけれども、そういったときにもどこから見ても判断は適正だというようなことになるように、もう一度各制度のほうも含めて点検をしながら進めていきたいというふうに思います。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ちょっと大きな声出したから、今度にここにこしてやろうと思っております。

1つは、もう一つの補助金の問題でございましてけれども、ゴルフ場に対する補助金が中間だけけれども、200万、240万ほど補助金出してございますけれども、この補助金はどのように使われたんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） お答えをいたします。

240万の補助金の内訳でございます。ゴルフ場のランニングとウォーキングの合宿のため、あるいは市民の健康づくりのためのゴルフ場開放の事業でありました。実績を申し上げますと、合宿団体、昨年は8月が22日間、9月が21日間、10月が21日間ということで、合計64日間開放いたしております。合宿の団体が127名、市民の利用が189名、市外の団体が121名ということで、合計328名の方々がゴルフ場を利用していただいている、ゴルフ場をランニングとウォーキングで使用いただいたということでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは240万の補助を出す根拠、基準にはどういうものを根拠にして240万というお金をはじき出したんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） お答えをいたします。

1つは、ゴルフ場の、たそがれのゴルフ場が当然使われなくなるものですから、1人頭3,900円という算出根拠を出しまして、それを8月は150人、9月は120人、10月は100人ということで、合計370人の損失の補てんということで、3,900円掛ける人数ということ。

それからもう一つは、コースの整備用の費用ということで、人件費1日当たり9,775円ということで、その分、日数を掛けた分ということで、合計が62万3,210円ということで、合計206万6,210円ですけれども、そのほかにチラシの費用ということもございまして、合計240万というような算出の根拠であります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは23年度も430万ほど、今、もう大体終わりましたけれども、補助金を出しているところがございますけれども、この22年度の8月から10月の末までやった結果で、このゴルフ場を開放する市民や、あるいはこの合宿の人たちに開放する事業、これはどんな評価をいただいているのか。この際、その成果についても、皆さん方のほうでどう総括されているのかお答えいただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 1つは、大学、実業団にコースを開放したということでありまして、合宿の選手の方々からは、今まで月に二、三回の開放しかできなかったものが、常時使えるようになったということで、非常にその選手の競技力向上高まったということで、本年も順天堂なんか復活をしたとかいうことで大変喜んでいただいております。また、あるいは市民の高校生、中学生の練習にも使われておりまして、特に、中学生については、今年全道中学の大会で入賞をしたというようなことで、非常にそういう面では成果は上がっているのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、ゴルフ場、やっぱりこの市、ゴルフ場の利用人口もお聞きしますと、昨年から見てもぐっと減っているということですよ。やはり土別にゴルフ場があるということは、いろいろな道外からもいらっしゃる方、あるいは高速道路の、今、北の最終地点だということもあって、いろいろなところからもゴルフ場を訪れる人たちがいて、1つのやっぱりゴルフ場あるとないのでは市としてのイメージも相当違うと思うんですよ。

それで、私はこのゴルフ場に対して、今、23年は430万出しているんだけど、やはりゴルフ場のすそ野を広げていくということも私は必要でないかなという気しているわけですね。そのためにはこういう補助金が、芝をよくするということもいいでしょう。あるいは減収、それほど減収になったかどうかかわからないけれども、ゴルフ場はそう言うんだから、そうでしょ

う。

だけれども、そういう意味では、やはり児童や生徒、あるいは青年の皆さんなんか、あそこに行って打ちっ放しを、ゴルフ場でせっかく出しているんだからクラブも用意していただいて、打ちっ放しをして、そして、それを無料で開放していただく、そういうふうにやって子供たちがやっぱり土別の児童のときにゴルフ場へ行って、結構ゴルフの打ちっ放しに行っていましたと。あるいは若い人たちも打ちっ放しをやりながら、よしゴルフもやってみようかと、そういうことにもやっぱり貢献していくんではないかと、こう思うんだけど、その補助金、こういうふうにして芝の管理や減収対策だけではなくて、そういうふう的一段やっぱりランクを上げた補助金の使い道にしてはいかがかというふうには私は思うんだけど、この点はぜひゴルフ場ともそういう話し合いをして、補助金の使い道も一歩ランクを上げた、そんな使い道に来年度からはしていただくようお願いしたいと思うんだけど、この点についてはどう考えるんでしょう。

市長はゴルフおやりにならないけれども、市長もやってみたらどうでしょう。体格いいし、相当飛ぶと思うんだけど、副市長、総務部長なんかはやっていらっしゃるけれども、ぜひこの機会にそういうことも考えて、そういう子供たちや青年や打ちっ放しなんかは無料にして開放できるようなことを、ゴルフ場とも話し合いなさってはどうかろう、こう思うんだけど、率直な感想と、そして市長のお考え方をこの際承っておきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 貴重な提言ありがとうございます。土別のゴルフ場はただいまの斉藤委員からもお話のとおり、非常に合宿の皆さん方にとってみても、例えば、翠月から10分間でゴルフ場にランニングで行って、そして、ゴルフ場の芝のコースをランニングをして、体を鍛えられるということで非常に喜ばれているのは現実であります。そして、なおかつ市でも相当な額の補助金を出しているわけありますから、思い切ってここは、市民もそうありますが、次世代を担う子供たちに、このゴルフというものについても、あるいはそのゴルフ場についても味わっていただくということはいかなものかということではありますが、私も大賛成でございます。

特に、今ゴルフについては、プロで言えば石川遼選手を初め、女子ゴルファーについても、相当な人気が上がってきているわけありますし、あるいは北海道段階でもジュニアクラブというもう既にできていたりしながら、小さなころからゴルフに親しみながら、そこで心も体も鍛えていると、こういったような取り組みもされているわけありますし、特に、土別の場合は、街からそう離れていないゴルフ場があることから、まして、健康スポーツ都市宣言をしている、そういったことも含めて、この子供たち、児童・生徒がこのゴルフ場でゴルフに親しまれるような、そんな御提言でありますから、早速同友会とも協議をさせていただきながら、新年度に向けて具体的に進んでいきたい、こう考える次第であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 補助金の関係でもう1点だけお聞きしたいと思うんです。それは商工会議所と、それから朝日商工会に対する市からの補助金でございますけれども、商工会議所に対する補助金は、中小企業の相談所のやつも含めて720万、それから朝日の商工会については960万、実にこういう補助金が出されてそれぞれが運営されていらっしゃるんですね。ただ、商工会議所なんかは経営が厳しいということもあたりして、やっぱり仕事は、若干会員数も減るということもあるけれども、そういう厳しさもあって、一方ではリストラしなければならないというようなことで、やはりその職員をやめさせざるを得ないなんていう事態もあるわけでございます。ぜひ朝日商工会に対する補助金との差が若干ございますけれども、こういうことなんか考えた補助金、あるいはよく商工会議所やなんかからもお話をお聞きになって、できるのであれば、そういう期待にこたえるような、そういう補助金の出し方やお話し合いをしてみてもいかかかと、こう考えておりますけれども、これは相当無理な相談なんでしょうか。この点承っておきたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） ただいま土別商工会議所の運営補助金、さらには朝日商工会に対します運営費及び事業補助の関係でお尋ねがございました。斉藤委員お話のとおり、土別商工会議所につきましては、市からの補助金は720万、朝日商工会に対しましては964万円ということでございます。当然事業者数も違うということで、ただ、それにつきましては、商工会議所法並びに商工会法のそれぞれの適用を受けているということでございます。商工会議所については、特に、平成26年に事業所統計から1,000を切った関係、平成18年の事業所統計で1,000を切った状況の中で、5年間の猶予はあるにしろ、26年には約1,000万近く道からの補助金が減るということも、さきの予算委員会の中で井上委員のほうから御指摘、お話のあった関係でございます。これにつきまして、会議所とも、調査に基づく数値については、これはやむを得ない部分はありますけれども、そういった調査についても会議所さんが持っているデータだとか、いろいろな形で突合するなり、そういった形で調査が円滑に行われるようお話し合いを進めてまいりたいなど、これにつきましても、せんだって会議所のほうとお話ししたところでございます。

更に、会議所のほうからも年末に向けて、ひとつ催事をやりたいということでお話があります。これについてはまだ最終判断に至っておりませんが、そういった形で行政がどういった形で支援をしていけるのか含めまして検討していかなければならない事項だと思っております。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 最後に、低炭素むらづくりモデル事業について伺いたいと思いますけれども、22年度の決算では約1,400万、こういうふうに低炭素むらづくり事業に使われておりますけれども、これらの経過に、経過というか、1,400万が使われた、どんな事業をやって、どんな成果を上げられたのか、まずお聞きをしたいと思うんです。

委員長（神田壽昭君） 村上畜産林務課長。

畜産林務課長（村上正俊君） お答えいたします。

まず、ソフト事業といたしましてフォーラムを開催しております。それから市民向け、それから農業者向けのパンフレットを発行しております。そのほかに主だったものの委託料といたしまして、基本計画といたしまして425万円、むらづくり計画といたしまして388万5,000円、それから地形測量、地質測量合わせまして420万円、堆肥成分分析を行いまして13万6,500円となっております。決算総額で1,403万8,000円となっておりますのでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今、課長がおっしゃいましたけれども、こういう事業に対する一定の成果といたしますか、そういう成果品が出てきていると思うんだけど、そういったものについては、これはむらづくり事業で新規につけて、今年から、今年もう予算づけされておりますわね。だから、こういうものは成果品として我々にも見せるというようなことはできないものなんですか。

委員長（神田壽昭君） 佐々木経済部次長。

経済部次長（佐々木勲君） 平成22年度の事業につきましては、低炭素むらづくり計画というものも策定し、それらにつきましては、市のホームページ上でも公表しているところでございます。全体的には事業期間が平成25年までの事業期間ありますので、その期間中に低炭素に向けた、CO₂削減に向けた今回のこの事業がどう効果があらわれたのかということも含めまして、この期間中、すべての期間に公表していくということで考えております。

また、このことにつきましては、低炭素むらづくり協議会を組織化しておりますので、その中でも議論をしながら、かつ市民の方にも、この成果につきましても広く周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 低炭素むらづくりモデル事業、これは主要な計画はやっぱり何ととっても、堆肥化計画でないかと、こう思うんだけど、その堆肥化計画でも、もうあれですよ、予算もついているはずですよ。これは今年度の事業の中身、それから今の進捗状況、これらについてお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 23年度につきましては6億1,890万円の予算がついてございました。その中で、ハード事業が主だったもので6億1,740万円の予算がついておりましたが、8月に実施設計をいたしましたところ、2億円ほど予算が多くなりまして、現在、その予算オーバーの部分も含めまして、今年度事業が執行することが、冬期間の造成、施工となりますことから、23年度におきましてハード事業を継続するのは難しいと考えまして、現在、農水省にこ

の予算措置につきまして、24年度へ繰り越しの希望を出しているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そこで、今計画の延期というか、それを出しているというんだけど、その計画の中身、これらについて、事業費6億幾らというふうにも言っておりましたけれども、当初は8億ぐらいになるぞと言われてたけれども、何とか縮小してみたいなことを言われておりましたけれども、その計画の中身をこの際ちょっと、もうちょっと詳しく教えていただけますか、積算も含めて。

委員長（神田壽昭君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 8月の実施設計が出た時点での数字を申し上げます。

建築工事含めまして、建築工事で2億9,000万、電気工事で5,700万、太陽光発電で3,200万、堆肥化整備、発酵槽ですが、これが1億9,100万、木質処理設備で1,600万、造成工事で8,000万、作業機械で1,050万、それから脱臭装置合わせまして7億8,100万となりまして、消費税を入れて8億2,000万となったところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木勲君） 今、総合計で申し上げます。実施設計につきましては、総合計で7億8,161万2,000円、それに消費税3,900万円を加えまして8億2,000万ということでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1つは、その実施主体、これを実施していく主体はどこなのか、これ土別農協が主体でやるのか、結局国の補助事業で半分来るんだから、市が主体事業としてやるのか、この点が1つ。

それから、市は農協に経営をやっていただくという点では、主体的にやっていただくという点では、どんな協議をなされているのか、この点いかがですか。

委員長（神田壽昭君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 失礼いたしました。まず、低炭素むらづくりモデル事業、どのような内容かという部分をまず最初にお答えいたします。

これは農林水産省の事業で、平成21年度から平成25年度までのモデル事業でありまして、環境保全型農業の推進と二酸化炭素削減により、農業、農村の市民生活において、資源循環型社会を確立するということを目指しております。地域内で排出されます肥料化が可能な生ごみ、汚泥、野菜残渣等を効率的に活用して肥料をつくりまして、土地に還元していくというのがこのモデル事業の中身かと思っております。

それで、運営主体の関係ですが、施設建設につきましては、低炭素むらづくり協議会、これ

は士別市、ＪＡ北ひびき、森林組合、酪農組合連合会、北ひびき農協肉牛組合、ごみ減量化推進協議会、消費者協会、川西自治会、８団体で構成をしております、この協議会が建設に当たっております。

ただ、完成後につきましては、その施設管理につきましては、指定管理によるものを現在考えておりました、委員お話にありましたＪＡとの話し合いということですが、この施設、現在ＪＡ北ひびきが運営しておりますめぐみ野の隣接地に建設予定ということもありまして、その中では堆肥ができた、その堆肥を販売するに当たっては、めぐみ野士別から出てくる堆肥と、今回新たに施設から製造いたします堆肥をあわせて販売することが効率的と考えて、ＪＡ北ひびきが最適とは考えておりますが、人件費、光熱水費、機械管理料、施設管理費などの費用につきましては、堆肥の生産量とともにその辺の金額も変動するということもありまして、今後もＪＡ北ひびきを念頭には置きながら、その辺まだ詳細詰めておりませんが、今後話を進めていきたいものと考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） しかしですよ、つくるだけつくてみて、後から経営主体は考えるんだと、詰めるんだと、それでは農協力入りますか。農家のためにあるのは農協でしょう、ＪＡ。このＪＡが本当に経営主体となって将来ともにここを運営していくだと。だから、設計の段階から全部これに入っていて、だからライスセンターなんかそうでしょう。国の事業だけれども、農協がもう経営主体ですよ。それと同じものではないんですか。経営主体は協議会でいいんだ、寄せ集めの。これ法人でもとってやるんですか。単なる協議会でしょう。だから、だれが責任で、やっぱり経営責任はだれが負うんだというようなことまで何もやられていないんでしょう。この指とまれと集めて、何か１回か２回見に行ったか、あるいは説明したか、そのぐらいで進んでいくということで、そうすると、全部市は、協議会はあれだけでも、主体だと言うんだけど、市が主導権を握って全部この建設、それから経営管理、これに当たっていくというのが今の決意なんですか。

委員長（神田壽昭君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木勲君） 施設設置に当たりましては、当初から農協さんの選果場から出てくる野菜残渣、その処理がまず当初段階から、当初段階と言いますと、平成16年のころから課題となっております。それをきっかけにいたしまして、士別市から排出される生ごみ、かつ汚泥、それを地域の中で不足している堆肥づくりにしようということで、バイオマスの協議会を立ち上げながら堆肥化に向けていろいろ協議をしてきたところであります。当然、農協さんのほうも施設としてこういったものが何か必要かということ、その協議会の中に入りながら、かついろいろなところも視察しながら、かつ協議会の、今の新たな低炭素むらづくり協議会の中でも、施設整備のあり方についても議論をしてきております。

その中で、もしも受けた場合につきましては、廃棄物の処理施設ということになりますと、

それに必要な資格の取得というようなこともありますので、その部分もあわせて農協さんとも協議をし、その対策をとるということで今までも進めてきたところであります。それでも全体の、今回の低炭素むらづくりモデル事業の大もとにつきましては、土づくりのための堆肥を増産するというので、めぐみ野さんの堆肥も十分農地に還元しながら、どうやったら農産物に付加価値をつけた取り組みとして、このCO₂削減のための低炭素むらづくり事業ができるかということも、この事業の効果にも求められておりますので、その辺もあわせて農協さんとも十分、例えば野菜に付加価値をつけた、堆肥を供給された農産物ですよというような、そんな売り方も、現在農協さんとも協議をしておりますので、どちらにしても、今現在も野菜残渣の処理については、処理をするということで進めておりますので、それにつきましては、農協さんのほうでも認識を十分していただいているものというふうに理解しております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 理解しているかどうかというのは、それはあなたの判断だと思うんだけど、これはあれですか、農協の理事会、こういうところでも、これに農協が主体的にかかわって、最終的には農協が経営責任を負うんだというふうなまで話し合いがきちとなされているのかどうか。それから、いわば終末処理場から出る汚泥、これもこの中に全部混入させるというんでしょう。農家の人にお聞きすると、汚泥の入った堆肥なんか使えないと、こうはつきりおっしゃっていますよ。体毛というか、髪の毛も含めて、あるいは石けん、こういうものは分解しないと。だから、そういうものが入った堆肥が本当にいい堆肥になるとは思わないと。

あなた方、農家からアンケートをとったと言うけれども、農協自身がそういうものはアンケートをとるのが筋でしょう。農協に本当に主体的にやってもらうというのであれば、市がアンケートをとって、160件がまあ仕方ないか、まあいいかなと言った程度だと。なぜもっと農協が経営主体になって責任を負って、後の運営も含めてやっていただく、堆肥を使うのは農家の皆さんでしょう。そういうことを入り口から間違っているんでないかと思うんだけど、この点いかがですか。

委員長（神田壽昭君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木勲君） まず、農協さんの理事会等々で議論されているかということでございます。これにつきましては、当初の取り組み段階でもって、その施設を設置をしていって、かつ野菜残渣についても、処理施設をめぐみ野土別の箇所を想定して設置しているということにつきましては理事会で報告されてございます。最近の理事会におきましても、全体の方向性につきましては報告しているということで確認してございます。

それと、もう一つ、運営につきましては、具体的な運営につきましては、今現在、そのシステムにかかわるランニングコスト、今はイニシャルコスト、設備投資の金額も大切な部分ですけども、ランニングコストの分についても大切な部分もあります。それにつきましても、材料の収集とか、販売方法とか、そこで計量器をともに使うとか、事務所的なものとか、それに

つきましても、農協さんのほうと詰めて運営経費についての削減方法についても協議をしているところでございます。

それと、堆肥づくりにつきましては、以前から申し上げましたけれども、当初、一番最初の段階では生ごみ、汚泥、野菜残渣を全部まとめて一緒にたにしてはということで計画もしておりますけれども、その後、汚泥の関係、髪の毛の関係とか、そういうこともあったり、生分解性の袋の関係とかもありまして、それらを全部分離してつくるということで今は進めております。そのようなことで、それぞれ理解をいただいているものというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） だって、あなた方が計画書をつくって、そして、その中でも話し合ってきたのあれでしょう、生ごみ2,577トン、プラスもみ殻300トン、汚泥820トン、プラス剪定木130トン、野菜残渣1,760トン、プラス肉牛の堆肥、あるいはおがくず、肉牛の堆肥2,533トン、おがくず200トン、こういう計画を立ててやっておられるわけでしょう。今言ったことと随分違うではありませんか。そして、こういう、今私が言った計画にある、これらの原材料、どういふふうにして調達することができるんですか。もみ殻なんかお聞きしますと、もうそれぞれの利用するところは決まっています、そんなに集まらなないと、せいぜいアンケートをとって、どこか家から袋を出しておいて、それに入れて何か運んでくる、これらだってランニングコスト含めて、本当にきちっと計算もされていないんじゃないですか。私は質問するに当たって、全部ランニングコストも含めて試算を出してくれと言ったけれども、いまだにきちっとした試算出していないんじゃないですか。これはどうしてなんですか。

それから、今前段に言った、そういう汚泥なんかも含めて、全部ここではやるという計画になっているでしょう。そして、これは、そして国がそういうことであればということで補助金を出すということで申請になっているということでしょう。あなたが今答弁したことと違うではありませんか。この点いかがですか。

委員長（神田壽昭君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木勲君） お答えします。

先ほど当初段階というのは、平成16、7年のころにつきましては、全部一括してつくろうというような計画でありましたけれども、その後、今の段階では低炭素むらづくりモデル事業の中では、生ごみは生ごみでもって堆肥をつくる。それと、汚泥につきましては、汚泥でもって、剪定枝でもってつくるという考え方です。それと、野菜残渣につきましては、野菜残渣を一度混合したものをもう一度めぐみ野土別のところのラインに入れて、それで今の牛ふんと一緒につくるということで、それらの計画については、低炭素むらづくりモデル事業の中では計画どおりで変更はしていない状況でございます。

あと、ランニングコストにつきましては、今現在、システムについても十分検討中で、かつ悪臭処理システムについても、まだ実施設計も上がってきておりません。それらのこともありますので、細かいランニングコストについてはまだ精査されていないところであります。ただ、

大枠につきましては、収集経費、それとか電気料、それ等を含めると、概算額については今現在算出しているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その生ごみは生ごみでつくと、汚泥は汚泥なんだということだけれども、したら、それつくられたものはどこで処理するんですか。これ堆肥なんでしょう。したら、汚泥は今どういうふうにして処理されているんですか。今の処理されている温根別、それと同じところで、汚泥は別に処理されていて、それは農家には堆肥として行かないんですね。その点はいかがなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木勲君） 今現在は、汚泥につきましては、うちの下水処理場から出てくるものにつきましては、温根別のほうの堆肥盤のところに置いて、そこで地域の方でもつて堆肥化をして、それが地域の方たちの中で農地に還元されているということですが、ただ、一部シートをかけたままとか、あとは屋根があっても十分場所がないというようなことで、牛ふんとまぜて堆肥化をしているけれども、なかなか1年ではすぐ完熟はできないということで、使い勝手が非常に悪いというような状況になってございます。それを今度は新たなところに持ってきて、そこで水分90%のあるものを、更に水分調整材として剪定枝などを加えながら、それで水分調整を65%ぐらいまで落として、その後、十分堆肥化するというような計画で、それによってできたものについては、40%程度の非常に水分の低い取り扱いしやすい堆肥化をするという計画でございます。

委員長（神田壽昭君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 汚泥の堆肥の関係なんです、汚泥につきましては、別ラインで製造することになっておりまして、現在、導入しようとしておりますシステムにおきましては、前処理過程で加圧するというので、髪の毛等も最終的には堆肥化されるということが昨年から稼働しております青森県東北町というところで同様のシステムを用いて、青森市の汚泥の堆肥化施設がございます。そちらのほうに確認しますと、やはり原料には髪の毛が入っているということは確認されまして、ただ、最終的な堆肥になったものについては、髪の毛は含まれていないということで、製品化して一般に販売されているということをお聞きしているところで

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、今あれでしょう、砂川市でありますとか、稚内でも今年から稼働になったというんだけれども、これらの施設は皆さん方見てこられたと思うんだけれども、これらとの違いというのは、どういう違いがあるんでしょうか。砂川だとか、稚内なんかは、比較的新しくあったり、砂川もちょっと歴史あるけれども、そういうところを見たりして、視察し

たり、それから市民の方、稚内にも行ってきているということも聞いておりますけれども、これらと土別でつくられる、低炭素モデル事業によってつくられるこの堆肥化というのは、どのように違うのでしょうか。土別方式といいますか、モデル事業なんだから今までになかった事業だと思っただけけれども、どういうふうに違うのでしょうか。土別が新しいモデルとなるようにということであれば、これはどこにもまだない事業なのかどうか、この点はどういうふうにお考えでしょう。

委員長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） これは資源循環型社会の構築ということで、市民部のほうからお答えさせていただきますけれども、稚内の施設、あるいは他の施設ともいろいろ研究しておりますし、先日も大手の建設会社さんの方が来られまして、いろいろな技術提案を受けたところです。そこには経済部長、私、担当者も入ったわけなんですけれども、生ごみを堆肥にするという観点だけでなく、今の委員さんがおっしゃられた、そのようないろいろな手法の提案を、さまざまなものを紹介されています。それで、その中でも、砂川のお話も出ておりました。ここは広域で処理しているんですけれども、生ごみを高速のメタン発酵をしていくというような手法でやられております。

ただ、土づくりという、うちで今目指している土づくりという観点ではありませんので、生ごみをとにかく処理するという観点ですので、3,000トンの生ごみがあれば、メタン発酵した後、残りの残渣としては約30トン、一般的に1%ぐらいの残渣が出ると。そこではそれを土壤改良材的な使い方をしていて、そういう処理の仕方、あるいは北広島でも今新たにやっているんですけれども、下水の処理場にある消化タンク、汚泥の消化タンクなんですけれども、そこに生ごみをまぜて、同じくガスを発生させるといったような方法、あるいは本州のほうになりますけれども、富山のほうの食品会社で、食品の残り物等を、こちらのほうは堆肥化するなり、あるいはガス化するなりといったような手法、そういったものについて、その意見を交換させていただいております。

これまでも幾つかの事例を研究しているところなんですけれども、主にはその生ごみの場合、燃やすか、堆肥化するか、ガス化するか、それから減容というか、その量を減らして、近隣の和寒町でやっているような、消滅させてしまうというような、そういったような大きな手法に分かれるのかなと思います。

それで、今の低炭素のほうで、環境のほうで、環境対策としてやる低炭素、同じ分野なんですけれども、農水のほうの補助金としては、その低炭素とあわせて土づくりという、そちらのほうの観点に重きを置いている事業ですので、そちらのほうの堆肥化するといった部分が今回、今、市で取り組んでいる、その低炭素の取り組みということになります。一般的に資源循環型ということだけで考えれば、それをガスにしても構わないでしょうし、そこから再利用できる資源、生ごみについても再利用できる資源という考え方ですので、それを新たなエネルギーをとっていくという考えになります。その2つの違いがあります。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、話をお聞きしていて、わかったような、わからないようなことだけでも、ひとつはモデル事業ということでやられるんだけれども、私はやっぱりこれは砂川とも違う、また、稚内ともまた違うという答弁でございますよね。ぜひこれは12月議会まで、私はこの議員も含めて、これらに対するきちんとしたやっぱり方向性を出す、そして、もっと私なんかも知識を深めて、これは本当にいいのかどうかということも含めて、再検討、再検討といえますか、検討したいというふうに思うんで、そういう場をぜひ仕切っていただきたい、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、齊藤委員から、この低炭素の事業全般について、汚泥のこと、成分のこと、管理のこと、お話がございました。将来に向けて、土別の中でしっかりとそういった生ごみ、汚泥等を処分していける施設として成り立っていかねばならないということは、今の段階でしっかりした論議をしていくことが必要と考えるので、今御提言がありましたように、これから打ち合わせをさせていただきまして、どのような形がいいのかということ打ち合わせをさせていただきながら、しっかりとしたものができるようなシステムをとらせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 以上で総括質疑を終わります。

委員長（神田壽昭君） ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時06分休憩）

（午後 3時20分再開）

委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 総括質問をいたします。

初めに、質問の順番を一番最後の3番を最初に質問させていただきます。

この自衛官募集事務取扱補助金、これのまず初めに内容についてお聞きしたいと思います。これは国の法定受託事務の1つということですがけれども、北海道からの補助金2万8,000円となっています。この自衛官募集の事務とはどのような内容なのか。また、募集するために訪問行動とか、そういうこともなされているのかどうかお聞きいたします。

それから、ここを担当されている部署というのはどこなのか、それも教えていただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

自衛官募集事務取扱事務について、その事務の内容でございます。

自衛官募集事務については、法定委託事務として市町村がその事務を処理しております。事務取り扱いにかかわる自衛官募集事務打ち合わせ会議の出席、それから募集広告用資料等の作成、パンフレットの配置、ポスターの掲示、広報紙への募集案内の掲載等々が主な事務の内容でございます。訪問活動については、市は関与しておらず、自衛隊旭川地方協力本部が高等学校等へ直接訪問活動を行っております。事務局についてでございますが、土別市自衛隊父兄会の担当ということで、環境生活課がその任を当たっております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。

本市の補助金の交付のあり方についてお聞きするんですけれども、補助金の使い道、これは市民に対して、いつでも明らかにしておかなければならないものと私は考えます。いろいろな団体の運営や、あるいは事業に対して交付されていますけれども、補助金。22年度の決算額は、団体の運営補助金、それから事業補助金、合わせて、総額で10億円を超えております。そして、具体的には22年度は運営に対する補助金、これを交付されている団体は57団体、それから事業への補助金交付、これが150件と大きな数になっております。

補助金については、私は市民の暮らしや産業、あるいはまちづくり全体に元気や活気を引き起こす、あるいは役に立つという、そういう事業、あるいはそういう事業を目指す団体などへの補助金、それを交付することは、私は大いに奨励すべきことだと考えておりますが、ただ、その団体、あるいは事業になぜこの補助金を交付するのかをいつも市民に明らかにしておくべきだと考えております。

それで、これら補助金を交付する趣旨、なぜ交付するのかという理由ですね、あるいはその交付の基準、そういったものを条例、あるいは要綱、規則、要領、そういうようなもので定めているものと、全然そういうものがないという、わからないというものと補助金の中にあるんですよね。それでお聞きするんですけれども、まず、条例や規則、要綱、要領、これで定めている補助金全体でどれほどか、何%くらいあるのかということです。57団体、150件、全体合わせて、その何%くらいが条例等で定められているのか教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 法邑財政課長。

財政課長（法邑和浩君） 22年度におけます団体運営補助でありますとか、事業補助に対する規則等で持っている割合なんですけれども、おっしゃいますように、件数につきましては、団体運営補助が57件ということで、これ予算上の件数なものですから、実際に、例えば老人クラブでありますとか、認可外保育所など複数ありますので、数的にはもうちょっと上回ることになりましてけれども、一応押さえとしては57ということで考えていただきたいと思いますけれども、それと事業補助が150件あったということでございまして、合計は207件ということになってお

ります。

それで、このうち、まず団体運営補助につきましては、例えば、士別市の防犯協会の補助金など、こういったもの18件ございますけれども、ここの18件については、趣旨でありますとか、その対象範囲など、個別に条例規則等で定めておりまして、それが18件ということになっています。

それと、事業補助の150件のうち、人材育成交流推進事業など69件についても、個々の条例規則等を持っているということになっています。この2つ合わせますと207件中の87件、約42%が個々の条例規則等を持っているということになっております。また、個々のものがない場合にありまして、一般的な補助を行う場合、補助金の交付規則及び補助金交付の規則取扱要領によっております。これにつきましては、団体運営補助で39件、それと事業補助のほうで56件、合わせますと95件ということで、ここは45.9%になります。

それで、先ほどの個別のものと、ただいま申し上げました一般的なもの、これを合わせました全体では、団体運営補助が57件、これは100%すべて何らかのということになります。それと、事業補助につきましては125件、83.3%ということで、全部の合計で申しますと、207件中182件、87.9%につきましては、条例などの定めに基づき補助したということになってございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 条例などで定められているのは、全体の42%と考えてよろしいんですね。

委員長（神田壽昭君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 個別の名称です。例えば、テレビの共同聴視組合補助金というのが団体運営の補助であったとすれば、その士別市テレビ共同聴視組合補助金交付要綱というものを定めている、個別に定めているものが42%ということです。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 個別に、どっちにしても、そういうものが条例や要綱などが定められているから、そういうものは、私たち市民は何ゆえにこれが必要なのかということを知ることはできるんです、条例とか要綱があるから。今は便利にホームページ、士別市のホームページを開いて、例規類集ぱっと見れば、もう全部わかるんです。非常に便利になっているんですけども。それで、そういうものがない残りですね、残りの補助金、こういったものは今お答えいただきましたけれども、士別市補助金交付規則とか、交付規則取扱要領とか、そういうものを根拠にして補助金を出していると、そういうふうなお答えでありましたが、では全部残り、42%の残り、大体全部十把一からげにして、この士別市補助金交付規則でも判断して決定してしまうというふうに解釈でするんですけども、この交付規則による補助金の出す根拠、理由というものはどういうことなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 市の交付規則、あるいはその要領に基づきまして補助するという根拠ですけれども、考え方的には、その補助金と言いますのは、地方公共団体におきましては行政上の目的でありますとか、その効果を達成するために公益上必要があるという場合に支出することになっております。それで、こうした団体でありますとか、その事業に対する補助する際におきましては、こうした公益上必要があるかどうかというような判断のもとに、市のほうで持っております交付規則、あるいは要領、これに基づきまして、それぞれ交付しているというような状況であります。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この規則によりますと、補助金というのは市長が公益上必要があると、こう認めたものには交付するんだというふうになっています。公益上必要があるということは、社会一般に利益をもたらすものだ、だから、補助金が必要だと、そういうふうに解釈できると思うんですけれども、例えば、自衛隊父兄会への補助金ですね、これにつきましては、私はこの土別市補助金交付規則、あるいは規則取扱要領、これにかなうのかどうか、ちょっと日ごろから疑問に思っております。それで、この際ですから、ちょっとその交付理由、公益上必要があると判断された理由をこの際ちょっとお聞きしておきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

公益上必要があることについてですが、まず、土別市自衛隊父兄会の会員について、御息及び御息女が自衛官である家族及び父兄会の目的等に賛同し、入会する個人及び団体をもって構成しております。この父兄会の活動内容であります、入隊予定者への激励、ふるさとだよりの発行、名寄駐屯地との意見交換、会員の研修事業、土別市雪祭りへの激励等々でございます。また、父兄会は各会員みずからが自衛隊の啓蒙や啓発などの活動を行い、法定受託事務である自衛官募集事務に側面からかかわっているということでございまして、補助金の交付については、行政サービスを補完する役割及び市民活動を活性化させる役割があることから、土別市補助金交付規則及び規則取扱要領にかなっているものとして、公益上必要があると判断しております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この父兄会は行政サービスを補完する役割を持っているということですね。あるいは市民活動を活性化させる役割を持っている、それゆえに補助金を交付すると判断したんだということですね。この会の目的というのはどういうものなのか、ちょっとお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

目的でございますが、土別市自衛隊父兄会会則第3条目的によりますと、本会は、会員の研

修等相互扶助を図り、その福祉を増進することを目的とし、あわせて防衛思想の普及高揚を図ることにより、防衛の国民基盤を確立することを目的とするということでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このことにかかわっては、これ以上質問はいたしません。これで終わります。

次に、消防力について、消防について何点かお聞きしたいと思います。

今回の東日本の大震災や東京電力福島第一原子力発電所、この大きな事故などから、私たちは日ごろから災害を防ぐ手段や準備、あるいは発生した災害に機敏かつ冷静に対処する方法や訓練、こういうのが本当に重要だということを学んだところです。こういった災害発生の場合、地方自治体において、まず一番に求められるのは消防力ではないかと考えます。設備あるいはマンパワーについて、本市の場合どうなのかと、充足しているのかどうか、市民の安全と安心をしっかりと保障できるものになっているかどうかお聞きしたいと思います。

それで、土別市と剣淵町、和寒町の1市2町で土別地方消防事務組合、これをつくっております。この事務組合がこころ地域全体の消防活動を担っているわけですが、事務組合の職員定数条例、こういうものがあるんですが、定数条例によりますと、定数は消防本部が6名、土別消防署52名、和寒支署14名、剣淵支署8名で、職員の定数は全部で条例上80名となっております。定数80名に対して、今は78名ということです。

土別消防署に限ってお聞きしたいと思います。土別市の総合計画、これでは消防力を強化する、このことを目指して消防車両の整備など計画的に進めると、こういうふうになっております。22年度では消防訓練塔の設置と消火栓の整備、これが行われております。

そこでお聞きするんですが、消防自動車というんですか、消防自動車ですね、あるいは救急車、はしご車など、こういう車両についてお聞きしますが、国が決める基準台数というのがありますね。この基準台数、これだけは用意しておかなければだめなのよという、そういう基準台数ですけども、それに対して土別署の場合、土別消防署では一体何台実際にはあるのかということ。車両等の充足、これはできているのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えいたします。

土別消防署の車両を初めとする各種整備につきましては、本市総合計画に基づいて順次整備をしているところでございます。国の示す整備指針に基づく車両台数の基準台数でございますが、消防ポンプ車などを含めての12台となっております。この中にははしご車が1台含まれております。本市、以前保有していた経過ございましたが、現在、保有していないために、このため高所作業車及びクレーン車が必要な災害に備えまして、市内の民間会社5社と災害時の協定書を結んでいるところであります。このはしご車を除く11台というものは、現在保有をしております。この協定のクレーン車等々の協定分を含めると、充足率は100%となっております。

ます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はしご車はないけれども、それを除くと基準が12台ですから、今11台あるから、ほぼ100%に近い車両は充足しているということですね。

それでは、この基準台数12台、これに対して必要な人員というものがまた基準としてあるんですけども、その人員、12台に対する人員は何人で、今現在ある11台に対する人員は何人なのか、それをお聞きします。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 12台に対する必要人員は、定められておりますのは69名でございます。

それで、本市協定に基づくリース対応をしておりますはしご車につきましては、乗りかえ要員ということが認められておりますので、本市は11台の車両の保有でございますが、ここにも変わらず69名ということになってございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その乗りかえ要員というのは、一応何名なんですか。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 乗りかえ要員は、このはしご車については専任の運転という、実カウントをしないということでありますので、はしご車を保有する、しないにかかわらず、この1名カウントがされなくてもよろしいというような状況になってございます。

（「1名ではないですか」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 乗りかえ要員につきましては、ポンプ車ですとか、各種車両によりまして、かなり複雑な形態になってございますので、今現在、大変申しわけないんですが、現時点で調べている部分としては、この本市が所有していないはしご車についてのことは承知しておりますが、それ以外の各種いろいろな車両の乗りかえ要員がどこまでの範囲で認められているかということにつきましては、申しわけありませんが、現時点ではちょっとわかりかねます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、国の基準台数が、車両12台に対して69名ということですが、それで今、土別市、先ほど私が言いました定数、職員の定数条例で52名ということになっています、土別消防署の人員は、ですが、車は11台あって、はしご車は別としても、ほぼ満度だとおっしゃいますが、人間がこれでは足りないというふうに思います。車に対して、車両に対して69名ですが、国の基準では車両だけでなく、そのほかにもいろいろな部門、分野、活躍する分野があると思うんですが、国の基準では、土別消防署の場合ですけれども、全部で人間は、職員は本当は何人必要なんですか。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 国の正式な基準によりますと、69名プラス予備要員ということでありまして、これは予備要員18名であります。87名の基準となっておるところであります。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 基準は予備要員含めて87人が必要なんです。ですけれども、今は52人で何とかやっているということで、これはかなり国の基準よりも少ないということですが、こんな実態で、この広い土別市、この面積、あるいは人口分布を考えても、これは、消防力は特にマンパワーですね、これが不足しているというふうにする、常識的にも考えてしまうんですけれども、実際には防災、災害発生、こういうときの対応、大丈夫なのかどうか、ちょっとお聞きいたします。とても心配ですが。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 土別消防署の職員の条例定数52名につきましては、火災救急業務に加えて、災害における業務等の実態に基づいて定数を定めているということでございます。事務組合が設立されました昭和47年当時32名体制で始まり、その後、分遣所の機構改革、そして、平成17年には朝日町との合併によって、今現在の52名体制となっております。最新の消防器材等を導入するなど、消防力の向上に努めて、市民の大切な命と財産を守る効率的な消防業務に努めているところであります。加えて、199名から構成されます土別消防団の団員の皆様の力を借りまして、昨年7月の大雨災害ですとか、今年の9月にありました大雨の災害、これにつきましては、市内、下土別、多寄、上土別、朝日地区と、各地域において災害となったわけですが、このときにおきましても、土別消防団の尽力により、迅速な対応を図ったということでもあります。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全国的にも、この消防職員のマンパワー、70%から75%と言われておりまして、充足率は低いというふうに言われております。土別市も同じようなものですが、今のお答えでは、みんなして頑張っているというふうにお答えになりましたけれども、ぜひ、このままでいいということにはならないと思います。いつ、なんどき、どのようなことが起こるかわからない時代ですので、ぜひとも東日本大震災の、これを教訓として防災の最前線に立つ消防力の力、迅速に強化していただきたい、このことを求めておきます。

それで、次に、火災警報器への助成事業についてお聞きするんですけれども、火災警報器、低所得の方々とか、そういった方々を対象に、21年8月から23年3月まで、期限つきでしたが、助成がありました。その、まず実績を21年度、22年度、それぞれの助成件数と金額をお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えします。

21年度28件に対しまして13万6,480円の助成、22年度におきましては33件、15万1,080円の助成でございました。2カ年間で61件、28万7,560円の実績となっております。

そして、先ほどの私の消防、国の整備指針の人員にかかわりまして誤りがございました。訂正をお願いしたいと思います。国の定める基準台数に対する必要要員69名に予防要員が、私18名と誤りました。これが、予防要員が12名でございまして、合わせて81名という国の整備指針でございます。大変失礼しました。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、21年度、22年度、両方合わせて61件、28万7,560円の助成額ということでしたけれども、もともとこれに対する予算立てた金額、あるいは助成対象の世帯数、それに対して、それでは、これはどれくらいの実施率だったのか教えていただきたいということ。

そして、もうこれは終わってしまったので、これから、もしかして申請忘れていたとか、つけたいんだとかというふうに市民が言ってきた場合、これはどのように対応するかも教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 当初、21年度におきまして当初予算を組みましたのは、この制度につきましては、住民税の非課税世帯、そして、住民税が均等割だけで、そして、障害者の方がいらっしゃるとかいった条件がつかしました。総体を該当しますと、該当に当たる方は約3,400ぐらいの世帯でありました。そこで、予算づけとしましては、これは2カ年の事業でありましたので、とりあえず3,000世帯分に、1件に対して5,000円でありますから、1,500万円の予算を計上したところであります。

しかしながら、21年度の後半を迎えましても、予想していた以上に活用がなかったと、申請件数が少なかったということで、年度末に1,450万円の減額補正をいたしております。そして、22年度新たに100万円の予算を組みました。そして、実際のところは2カ年間で150万の予算で対応したわけでございますが、これが、この実施率61件の28万7,560円と比較をしますと、金額的には19%でございます。そして、対象世帯を3,400とした場合の実施率につきましては、約1.8%にとどまったところであります。

そして、次のこれからの例えば申請忘れの方が出た場合の対応でございますが、これにつきましては、この制度はみずからの命と財産を守る、このために必要な火災警報器の設置が義務づけとなったことに対しての低所得世帯の方を中心とした助成を目的とした制度であります。また、各取り扱いメーカーも価格設定を控えたことによりまして、ほぼ助成額の範囲で設置が可能なものであります。そして、こうした制度を広く周知をするために、全戸に対してチラシを配布した経過、また、広報、市ホームページでの広報、そういった広報活動を一生懸命やりました。

なお、テレビ、ラジオ、ポスター等においても、約3年間にわたって周知を図ったところで

あります。そして、市内の電器店におきましても、ぜひこの制度を該当される方は活用するようにということでPRを重ねてまいりました。本年6月1日をもって設置が完全義務化された、このような中で、更に助成制度を延長し対応するということは考えていない状況にあります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 思った以上に設置率が低いとは思いますが、それでも、これは終わったことだということで、今から申し出てもだめだということですね、そうしたらね。はい、わかりました。

それから、火事が、火災が発生した場合、これは市民の側からのいろいろな要望や希望もあるんですけども、まずひとつお聞きしたいのは、火災を自分が発生させたり、あるいは発見した場合は、これは119番へ電話をいたしますが、どこが火事だろうか、サイレンが鳴って、消防車が走っていくと、一体どこが火事なのか知りたい、そういうときは、まず、どこに聞いたらいいか、それ意外と市民は知らない。

それで、まずそれをお聞きしたいということと、ひとつ提案があるんですけども、これは火災の場合に限ってで、救急でないんですけども、火災が発生したという場合、消防のほうで、どこそこで火事が発生したと把握したならば、これは直ちに市内の公共施設に連絡をして、施設側から館内に、どこそこで、ただいまの火事はどこそこでしたというような館内放送をしてはどうかということです。例えば、文化センターで何かサークル活動していたり、体育館でスポーツをしていたりと、そういうときに、館内で直ちにそういう情報が流されたら、本当に安心するということで、ぜひともそういうことをやってほしいという市民の声は少なくなくあるんです。ですから、そういったようなことは実現できないのかどうか、そのこともお聞きいたします。今、2つお聞きいたしました。

委員長（神田壽昭君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 最初の御質問でございました火事、火災があった場合に、どこで火災があったらと心配で知りたい場合の件でございますが、災害の案内を専用とする22 - 4449という専用回線がございます。これは電話帳の土別消防署のところ大きく太文字で御案内をしているんですが、これは15回線によって対応しております。また、救急以外の業務について、ですから、火災ですとか、救助、ドクターヘリの要請のものも含まれるということでもあります。ここの回線を使っていただきたいと。また、誤って119番をお電話される方が聞きますと結構いらっしゃるということでもあります。その場合にも迅速にこの番号をお知らせしているということでもあります。

また、このことにつきましても、今後は広報紙等によって、この専用電話のPRといたしますが、周知を図っていきたいとも考えていることではございますが、次の公共施設の利用者の方への知らせる方法でございます。これはやはり私どもも、このいろいろな、例えばスポーツイベントですとか、大事な会議ですとか、そういったものの妨げになる可能性もあるといったことも

考えられます。それで、テレホンサービスの利用が原則であります。市の総務課、または閉庁日については、市の当直も対応しているということでもあります。

また、今後におきましては、あらゆる部署でも対応できると。そして、本庁内にあっては、あらゆる部署でも対応できるということを目的に、庁内放送で広く来庁者の皆様、職員にも周知をする。そして、公共施設を管理する職員にも、情報を提供する手法を検討しまして、利用者からの問い合わせにこたえられるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですか。直接館内放送はできないけれども、役所のほうへ問い合わせれば、それはまずわかるということと、役所のほうから施設のほうへ知らせておくということですね。市民は不安な場合は、施設のその事務所なりに問い合わせればよるしいということですね。はい、わかりました。

それでは、消防についての最後の質問なんですけれども、消防広域化計画にかかわってお聞きしたいと思います。

これは平成18年に改正消防組織法、こういうものが成立しまして、消防庁策定の消防の広域化に関する基本指針に基づいて、全国で広域化推進計画を策定するという動きが出ており、北海道も19年度にこの推進計画の素案を策定しております。ですから、当然士別市もそれを、その計画は知っていると思いますけれども、市町村は24年度、来年度、24年度をめどに広域化を実現するんだというような動きになっているんです。

それで、まず1つは、平成20年に斉藤 昇議員が一般質問で、このことについて質問しておりますが、市はその御答弁では、広域化に対する明確な態度表明はしておりません。協議するというような言葉で答弁しているんですけれども、それで、もう24年度が背中の中へ迫ってきておりますので、本市としては、この19年からずっと今日まで、一体この広域化にかかわってどのような協議、あるいは検討をなされてきているのか。まず、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 消防の広域化の関係でお答えを申し上げます。

国が、まず広域化の方針を打ち出しまして、道のほうとしても、この広域化の推進計画というのを提示しております。それを受けまして、この管内でも、北海道、68ある事務組合を21に再編するという計画でありますので、士別のこの地方においては、士別地方消防事務組合と、それから名寄を中心とした上川北部消防事務組合、ここでいろいろなメリット、デメリットについての協議を行ってきております。

メリットとしては、消防業務初め救急業務、これが専門家、あるいは高度化する、あるいは人員配置の関係で適材適所の人員配置が図られるですとか、あるいは通信業務が一元化することで人員も減少するといったようなこと。あるいは、もう一方でデメリットについては、広域

な面積を管理するということになりますので、消防力が逆に低下してしまうのではないかと
いうデメリット、それから広域的に人事異動等も行われるということになりますので、そうい
った通勤手当の関係ですとか、あとは消防ですので、宿日直等々もありますから、そういった宿
舎の手当、それから給与体系も各市町村ごとに消防職員の給与についてはお支払いをしてい
るということになりますので、そういった面での整合性がとれるかどうかといったようなことが
デメリットとしては挙げられてきております。協議の視点としては、広域化することによっ
て消防力が低下することがないようにと、住民に対する安全・安心なまちづくりが確保できると
いう点を中心に協議を進めてきております。

それで、今、小池委員のほうからもお話ありましたように、平成20年に斉藤議員のほうから
御質問をいただきまして、そのときには広大な面積を有することで、消防力が低下するとい
うような懸念もあるという内容で、見直す方向での協議をとということでお答えをしてきてお
ります。

更に、9月になりまして、市議会のほうで意見書が採択をされています。この内容としては、
広域化については、広大な面積を有するこの北海道においては、実情に合っていないというよ
うな内容の意見書になっております。

更に、12月消防議会のほうで現行の組織体制が望ましいと、広域化計画については見送りを
するという結論をいただいています。今年に入りまして、このつい先日ですが、10月
に上川総合振興局のほうから、広域化の検討状況の調査というのが市に来ております。それで、
面積あるいは人事の面で広域化については問題点が多い、特に、消防力が低下するという懸念
があるということで、現在の体制を維持するという内容での報告を上川総合振興局のほうには
提出をしている状況です。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。ということは、士別市の場合は消防の広域化に対
しては、デメリットが多いから、広域化は進めないと、そういうような考え方だと解釈してよ
しいんですね。

委員長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま総務部長のほうから御答弁申し上げたとおりであります。1市2
町の事務組合の管理者という立場もございますので、一言申し上げておきたいと思うんであり
ますが、確かに広域化については、今後においても、この話は進んでいくと思うんであります
けれども、ただ、ここに住む住民の命を、財産をしっかりと守るという、そういう使命がある
わけでありまして、なおかつ都市部と違いまして、非常に面積が広大であるといったようなこ
とも含めて、私としては現行を維持するということについては、先ほど総務部長から申し上げ
たとおりでありまして、このことについては、先般の北海道に対するアンケート、設問に対し
ても、そのような旨をお知らせしたところでありまして、市議会の議決、意見書の議決、そし

て消防事務組合における私どもの発言、それを尊重しながら現行維持ということで当面進めていきたい、こう考える次第であります。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。

次に、住宅改修のことについてお聞きしたいと思います。

このことにかかわっては、今年、第2回の定例会で、十河議員が一般質問で取り上げられております。そのときの御答弁による実績の報告ですけれども、21年度の事業開始から今日までということは、第2回の定例会ですので、6月2日と、これまでの間に申請件数が365件、総事業費8億1,930万円ということで、助成額が7,300万円だったと、そういう御答弁をされています。

それから、今年度は185件、助成額で3,700万円を計上しているともお答えになっております。これは21年度から25年度末までの5年間という期間限定の事業なんです、それで、私はもう一度年度別に詳しくお聞きしたいと思います。それぞれ単年度の予算上の交付件数、補助額に対して、どれほどの実績があったのか、予算上の交付件数と補助額及び実際の交付件数、総事業費、補助額、それを比較してお示しいただきたいと思うのですが、21年度、22年度、そして23年度の10月、今日まで、年度別に教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答え申し上げます。

平成21年度当初予算で150件分3,000万円を予算として計上いたしました。その後、10月に30件分として600万円を補正いたしまして合計3,600万円としたところではありますが、その後、3月に減額補正ということで、マイナス600万円となりまして、最終的には予算額150件分の3,000万円となっているところです。実績といたしましては、交付件数147件、総事業費で3億3,609万2,000円、補助金としては2,940万円を交付いたしております。

平成22年度におきましては、当初予算150件3,000万円を計上いたしまして、9月に20件分として400万円、更に12月に15件分として300万円を補正いたしまして、合計3,700万円を予算といたしましたが、実績といたしまして、交付件数174件、総事業費で3億8,387万3,000円、補助金といたしましては3,480万円を交付したところでもあります。

今年度につきましては、当初予算170件分3,400万円を計上いたしてありまして、今日まで交付件数130件、総事業費で2億7,635万6,000円、補助金で2,600万円を支出したところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは、今の御報告でもわかるように、当初予算を何度も補正して増やしていったということで、非常に市民の需要が多かったということはわかります。この事業総数、この3年間、まだ3年間になっていませんけれども、ほぼ3年間でおよそ10億円事業総数にな

っております。これは大きなものだと思いますが、そこで、ひとつお聞きしたいのは、この事業の目的は、市民の快適な住環境の整備と市内建設業の振興、並びに雇用の安定を図ることということに目的はなっておりますが、まだ途中なんではあります、その目的は達成されたとお考えなのでしょうか。実績が事業費、総事業費10億円ということを出てきておりますけれども、それはどのように達成されたのか、されていないのか、判断されるのかをひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、第2回の定例会での御答弁では、こういうふうに言っているんですよ、答弁が。建設業の振興、雇用の確保と就労者の収入の安定、消費購買力の維持拡大など、大きな経済効果があったと判断していると、春にはお答えになっているんですが。それで、その判断に至った理由は何なのかということも非常に興味深いので、それも含めてお聞きしたいということと、建設業者の方々、あるいは市民の方々、これを、制度を利用された方々の声なども把握してありましたらお聞かせいただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 先ほど委員の御質問にありましたとおり、事業開始以降、市の補助金として9,020万円を交付しているわけですが、それに対する事業費として約10億円近い工事費が支払われている現状を見ますと、建設業界は非常に多くの業種が混在している業界でありますので、市内の建設業の振興を初めまして、雇用の確保、就労者の収入の安定、更には地域における消費購買力の維持拡大といったことがあったものと判断をしております。

市民の方、事業者の方の声ということでございますが、本制度におきましては、商工会議所などの経済団体より非常に高い評価を得ているところでありますとともに、市民の方々からは本制度を利用したことで快適な住環境への改善ができたことに対し、多くの賛同する声をいただいております。更には施行業者の方からも助成事業実施以降、受注額の増加が非常にあったということをお伺いしておりますので、そういった状況から、経済効果があったというふうに判断をしております。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に、そうしたら皆さんに喜ばれているこの制度だというふうに考えていいんでないかなと思います。

そこで、私はひとつ提案したいのですが、これはどちらかというと、こういう長引く不況の中で、地元の中小業者を応援して、仕事と雇用を生み出すと、そういう土別市を元気にさせるという経済対策という意味合いが大きい、そういうふうに私は考えますし、全国的にもこの制度はすごく広がっているんですが、ほとんどがそういう地域の経済を元気にすると、経済振興というようなことで大いに効果を上げております。

それで、私は、この土別市のこの制度をもうちょっと使い勝手のいいように、より多くの市民が利用しやすく、かつ中小業者が潤うように条件の緩和を求めたいと思います。

1つは、対象工事の条件が改修費用100万円以上、それに対しての助成額が20万円、こうい

うふうになっていますが、これを例えば、100万円以上ではなくて、20万円から100万円未満の工事に対しては、工事費の20%を助成する。例えば、20万円ならば4万円の助成、90万円ならば18万円の助成ということですね。そして、100万円以上は20万円、20万円を上限としているというような、これは例えばですけれども、こんなふう条件を低くする、事業費の金額を低くして低額の工事にも助成をする、こういうふうにしたほうが市民はもっと気楽にいろいろな改修ができるのではないかと、そういうふうを考えます。それが1つと。

もう1つの提案もあります。2つ目には、この住宅改修促進助成金交付要綱によりますと、施工業者を市内の建設業を営む者となっていますが、これを建設業者ですね、これは。建設業を営む者、建設業者に限定しないで、工務店、ガラス店、あるいは板金業とか、豊屋さん、塗装業、いろいろとあると思いますが、そういう広い業者を対象にして、ここの部分はすべきではないかなというふうに思います。工事費が低ければ、例えば屋根のふきかえだけとか、壁の塗装だけとか、そういう工事も個人の事業者やひとり親方と言われる方々に依頼すると、そういうことができるということで、こういう方々も大いに潤うのではないかなというように思うんですけれども、この2つのことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 私のほうから、いわゆる条件の緩和と建設業の範疇についてお答えさせていただきます。

ただいま御提言のありました件につきましては、小池委員申されたとおり、6月の議会で、十河議員からも御提案があったところでございます。その際も申し上げさせていただいたところでございますけれども、道内の自治体の中で、同様の助成制度、これについて調査したところでございます。その中で、例えば、バリアフリー改修、エコリフォームの改修、更には耐震改修など、特定の目的、一定の条件を付した場合、そういった場合については、低額であっても工事費に対する助成を行っている自治体はございます。本市と同じような趣旨で行っている自治体につきましては、富良野と北見の2市という状況でございます。中には一部所得制限を設けている市もあったり、隣の名寄市さんは19年から始まりまして、3年間試行という形で、21年をもって取りやめたとお聞きしているところでございます。

お話のように、住宅の改修の場合、住宅の場合、年月を経過することによりまして、設備の交換や屋根の塗装など、一定の期間で修繕を要する場所も当然出てまいります。こうした比較的簡易な工事であっても、助成対象事業を100万以上とすることで工事箇所を上積み施工される場合もございます。この上積み部分に我々は効果を期待をいたしている一面もあるところでございます。

一方、これに要しますと財源といたしましては、平成21年度はすべて一般財源、22年度からは過疎債のソフト分ということをこれ充当させていただいております。基本的には他からの補助のない中で実施している事業でございます。住宅改修制度がスタートし3年目を迎えた今日、利用されている市民、あるいは実際に従事されている事業者とも、先ほど申したとおり、効果

のある事業であるという声をいただいているところでございます。今後も市民の一定の御負担と適正な行政負担を基本に、いわゆる補助対象事業費は100万円以上、補助金については20万円という現行制度に基づく助成事業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

2点目でございます。施工業者の関係でございます。要綱の中で建設業を営むということであってございます。建設業法に基づく中で28の業者は、この建設業法に定める建設業に入っております。今お話のありましたとおり、土木工事だとか、建築、屋根、板金、ガラス、建具等々、これ28の業者がこの中でうたわわれているところでございます。今お話のありましたとおり、こうした多くの業者につきましては、市内の事業者であれば助成の対象施工業者といたしておりますので、この点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この条件はこのまま残りの期間やっていくんだという御答弁でしたけれども、必ずしも土別市民の懐ぐあいは豊かではないと思うんですね。ですから、100万円以上を、何ぼ助成が20万来るから80万でいいということであっても、その金額は結構大きいものがあると思うんですよ。

それで、道内を調査して、こうやっているのは富良野と北見だけであるということもおっしゃっていましたが、ひとつ、道内でないですけども、御紹介しておきたいと思えます。参考までに御紹介しておきたいと思えます。

これは岩手県の宮古市、これは今回宮古市も震災で影響を受けましたけれども、これは昨年、2010年度のことなんですけれども、宮古市の住宅リフォーム事業、これはどんな事業かと、2010年4月1日から始めている経済対策として実施しているということで、総工費20万円以上の住宅リフォームに対して、一律10万円の補助金を支給すると、そういうものなんです。これは大盤振る舞いと言ったら変ですけども、この市長は太っ腹ですね。これらの予算はすべて一般財源、予算規模310億円の市財政の1%を超える思い切った措置をやったということなんです。それで一律10万円補助金を支給すると。市内業者に施工を依頼することを条件というのは土別市と同じですね。畳がえ、障子の張りかえ、窓や壁の断熱工事など、幅広い工事を補助対象としています。

当初は補助件数500件、5,000万円の予算でスタートしたが、申請が殺到したため、3度にわたり予算を増額し、合計3,500件、3億5,000万円にまで大幅に拡大されたと。そして、半年間で2,221件、事業費で約10億1,000万円の仕事が地域に生まれたと。受注業者は200を超え、そのほとんどがひとり親方や家族経営の零細な業者だと。工事費用の平均が約45万円、補助金10万円の4.5倍に近い仕事を生み出したことになる。産業連関表をもとに試算すると、16億円もの大きな経済効果に相当する。建設関連産業のみならず、小売り、サービス、飲食などの幅広い業種に、その効果が波及し、目に見えて地域を潤し始めていると、こういう事実があります

ので、私はぜひともいろいろなところのこういう事例を研究して、士別市の経済活性化に資していただきたいと、この100万円に何もこだわることはありません。もっと低く50万でもよろしいです。みんなが潤うように、そこら辺は知恵を出して、工夫していただきたいと、そういうふうに思って、私の質問を終わります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時31分散会）